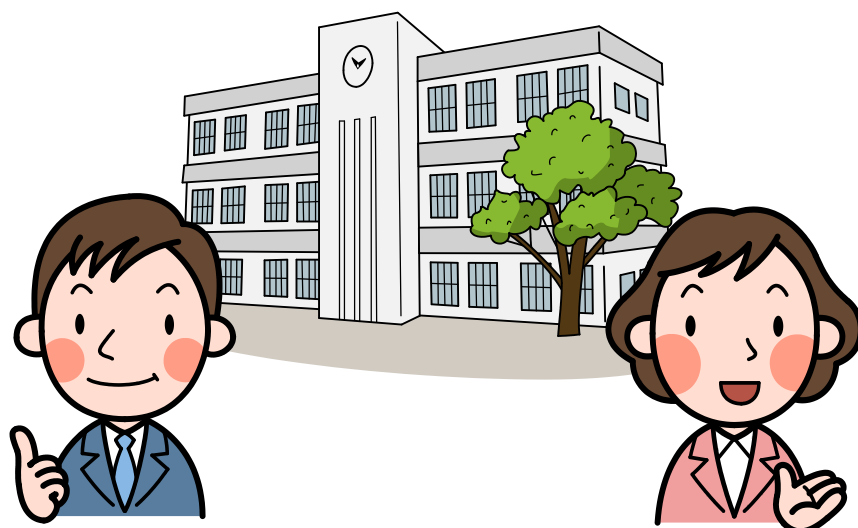


学校における働き方改革推進プラン

【改定版】(案)

～教職員が授業を中心とした
質の高い教育活動に専念できるために～



令和3年3月

宮崎県教育委員会

目 次

学校における働き方改革推進プラン全体構想図	1
第1章 現状と課題	2
1 はじめに	
2 働き方改革に関する国の動向	
3 これまでの取組状況	
4 学校における働き方の現状と課題	
第2章 基本的な考え方	24
1 学校における働き方改革の目的	
2 基本方針	
3 学校における働き方改革の重点目標	
4 プランの位置付け	
5 時間外業務時間の「上限時間」と重点取組事項	
6 プランの計画期間	
7 プランの推進に係る評価指標	
第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組	27
<県内一斉の取組>	27
1 リフレッシュデイ（定時退校日）の設定	
2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定	
3 部活動の活動時間及び休養日の設定	
4 副校長・教頭の長時間業務解消への取組	
5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組	
<県教育委員会の取組>	29
《主な取組》	
《各取組の具体的な計画（予定）》	
取組内容1 学校における業務改善に関する取組	29
1 専門スタッフ等の配置	
2 統合型校務支援システム等のICTの活用	
3 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり	
4 事務職員の学校経営への参画	

5	関係機関との連携・協力体制の構築	
6	調査・照会・提出書類の削減・統合等	
7	具体的な業務改善モデルの構築	
取組内容2	勤務時間管理の徹底に関する取組	34
1	勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築	
2	勤務時間外における連絡対応等の体制整備	
取組内容3	教職員全体の働き方に対する意識改革に関する取組	35
1	教職員全体に対する意識改革	
2	管理職に対する意識改革	
3	心と体の健康に関する意識改革	
4	部活動運営に関する意識改革	
<学校の工夫による独自の取組>		36
1	管理職の取組の推進	
2	学校全体の取組の推進	
3	教職員一人一人の取組の推進	
第4章	プラン推進にあたって	38
1	プラン推進の役割	
2	進行管理について	
【参考①】	「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】 における「県教育委員会の取組」の取組状況と成果・課題	40
【参考②】	「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】 における「各学校の取組」の取組状況と成果・課題	44
【参考③】	「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」 (平成30年10月)	47
【参考④】	「学校における働き方改革推進プラン」の具現化に向けたメッセージ (令和2年3月)	54
	学校における働き方改革推進協議会委員名簿	55

学校における働き方改革推進プラン全体構想図

目的

学校における教育の質の向上と
児童生徒の教育の充実

教職員が授業を中心とした質の高い
教育活動に専念できる環境の実現

教職員一人一人が自分の働き方を見直し
すとともに、ワーク・ライフ・バランス
のとれた生活を実現し、健康で誇り
とやりがいを持って能力を発揮できる
環境の整備

重点目標

- 働き方改革への意識・行動の変容
- 教職員の時間外業務時間の縮減

時間外業務時間の「上限時間」
1月について45時間、1年について360時間

「上限時間」の達成に向けた

重点取組事項

「教諭等」及び「副校長・教頭」の時間外業
務時間が1月につき80時間以上の該当者
0(ゼロ)に向けた取組をさらに推進する。

重点課題

- 1 時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の割合は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。〔特に副校長・教頭(小・中学校、特別支援学校)、教諭等(中学校・高等学校)〕→【基本方針】
- 2 中学校・高等学校等においては、時間外業務時間の多くを部活動に費やしている。→【柱3】
- 3 教職員が事務作業に追われ児童生徒と接する時間が十分にとれていない。→【柱1】
- 4 学校の役割が明確にされおらず、家庭・地域に十分理解されれていない。→【柱4】
- 5 教職員のワーク・ライフ・バランスを含めた時間管理や健康管理に課題がある。→【柱2】
- 6 教職員が、学校における働きやすい環境づくりに関する取組の成果を実感できるよう、さらに取組の徹底・充実を図っていく必要がある。→【柱1～4】

基本方針

教職員の長時間業務解消への対策の推進

- 【柱1】 教職員の事務作業負担軽減
- 【柱2】 教職員の勤務時間を意識した業務管理
- 【柱3】 中学校・高等学校等における部活動の在り方の見直し
- 【柱4】 家庭・地域と連携した学校の役割の明確化

県内一斉の取組

- 1 リフレッシュデー(定時退校日)の設定【柱2】【柱3】
- 2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定【柱2】
- 3 部活動の活動時間及び休養日の設定【柱3】
- 4 副校長・教頭の長時間業務解消への取組【柱2】
- 5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組【柱4】

県教育委員会の取組

<取組内容1 学校における業務改善に関する取組>

- 1 専門スタッフ等の配置【柱1】
- 2 統合型校務支援システム等のICTの活用【柱1】
- 3 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり【柱4】
- 4 事務職員の学校経営への参画【柱1】
- 5 関係機関との連携・協力体制の構築【柱1】
- 6 調査・照会・提出書類の削減・統合等【柱1】
- 7 具体的な業務改善モデルの構築【柱2】【柱3】

<取組内容2 勤務時間管理の徹底に関する取組>

- 1 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築【柱2】
- 2 勤務時間外における連絡対応等の体制整備【柱4】

<取組内容3 教職員全体の働き方に対する意識改革に関する取組>

- 1 教職員全体に対する意識改革【柱2】
- 2 管理職に対する意識改革【柱2】
- 3 心と体の健康に対する意識改革【柱2】
- 4 部活動運営に関する意識改革【柱3】

学校の工夫による独自の取組

- 1 管理職の取組の推進【柱1】【柱2】【柱3】【柱4】
- 2 学校全体の取組の推進【柱1】【柱2】【柱3】
- 3 教職員一人一人の取組の推進【柱1】【柱2】【柱3】

連携

市町村教育委員会

第1章 現状と課題

1 はじめに

近年、生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童生徒の増加等、学校における課題が複雑化・多様化しており、保護者や地域の学校や教職員に対する期待は、これまでも増して大きくなってきています。

また、各学校においては、新学習指導要領の実施(小学校:平成32年度全面実施、中学校:平成33年度全面実施、高等学校:平成34年度より年次実施)を控え、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、小学校高学年の外国語科・中学年の外国語活動の新設、小・中学校における道徳の特別教科化、小学校におけるプログラミング教育の必修化など、多くの新たな内容の実施に向けて準備を進めているところです。

そのような中、宮崎県の学校においては、「学校が多くの業務を抱え込みすぎるとともに、それらの業務を担う教職員も不足しているため、本来重視されるべき授業の充実や児童生徒と向き合う時間の確保が不十分である。」、「本来家庭や地域が担うべき内容を含め、学校が抱えている業務に対して、家庭や地域の理解が十分に得られていない。」などの状況が見られます。

このような状況をそのままにしておくと、教職員は多様化・複雑化する日々の業務に追われ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた本来の教育活動に専念できないため、児童生徒に十分な力を付けさせることが困難となるとともに、教職員自身も疲弊してしまいます。そして、その結果、学校の教育力が低下し、地域や保護者の信頼を失う状況に陥ることが考えられます。

さらには教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧され、将来的には本県の教育力が低下することにつながりかねません。

そのような状況に陥ることのないよう、県教育委員会では、これらの課題を解決し、「学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実」の実現に向けた対策を講じていきたいと考えます。

そこで、県教育委員会では、国の動向等を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定し、教職員の業務改善など働きやすい環境づくりに取り組んできました。

令和2年度は、プランの策定から中間年の2年目となることから、更にプランの実効性を高めるために見直しを行い、「学校における働き方改革推進プラン【改定版】」を策定することとしました。

2 働き方改革に関する国の動向

平成29年12月に中央教育審議会より「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(以下「中教審答申(中間まとめ)」という。)が出され、その後すぐに文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出されるなど、国における働き方改革は急速に進められています。

また、平成30年2月には文部科学省より「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(以下「文科省通知」という。)が通知されました。

【学校が担うべき業務の分類 抜粋 <中教審答申(中間まとめ)>】

- 学習指導要領等を基準として編成された教育課程に基づく学習指導
- 児童生徒の人格の形成を助けるために必要不可欠な生徒指導・進路指導
- 保護者・地域等との連携を進めながら、これら教育課程の実施や生徒指導の実施に必要な学級経営や学校運営業務

【代表的な業務の在り方に関する考え方 抜粋 <中教審答申(中間まとめ)>】

- 基本的には学校以外が担うべき業務
 - ・ 登下校に関する対応
 - ・ 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 地域ボランティアとの連絡調整
- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
 - ・ 調査・統計等への回答等
 - ・ 児童生徒の休み時間における対応
 - ・ 校内清掃
 - ・ 部活動
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
 - ・ 給食時の対応 ・ 授業準備 ・ 学習評価や成績処理
 - ・ 学校行事の準備・運営 ・ 進路指導
 - ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

その後、様々な議論を踏まえ、平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(以下「中教審答申」という。)においては、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」「教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革」等が示されました。

【業務の役割分担と適正化（教育委員会等が取り組むべき方策）抜粋<中教審答申>】

- 文科省通知における13の取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、取組を進める
 - ・ 業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
 - ・ 事務職員の校務運営への参画の推進
 - ・ 専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
 - ・ 学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
 - ・ 業務の管理・調整を図る体制の構築
 - ・ 関係機関との連携・協力体制の構築
 - ・ 学校・家庭・地域の連携の促進
 - ・ 統合型校務支援システム等のICTの活用促進
 - ・ 研修の適正化
 - ・ 各種研究事業等の適正化
 - ・ 教育委員会事務局の体制整備
 - ・ 授業時数の設定等における配慮
 - ・ 各学校における業務改善の取組
- 保護者や地域住民との適切な役割分担を進めるための仕組みとして、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働本部事業の整備により、学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、その理解・協力を得ながら学校運営を行うことができる体制を構築する

【業務の役割分担と適正化（各学校が取り組むべき方策）抜粋<中教審答申>】

- 管理職は、教職員の働き方を改善する項目を盛り込んだ学校重点目標等を設定する
- 管理職は、教職員間で業務を見直し、削減する業務を洗い出す機会を設定する
- 校長は、一部の教職員に業務が偏ることのないように校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で業務を大幅に削減する
- 地域・保護者との連携に当たっては、文部科学省メッセージを活用し学校運営協議会制度も活用しつつ、学校経営方針の共有を図るとともに地域学校協働活動を推進する

また、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省 平成31年1月。以下「勤務時間ガイドライン」という。)においては、「勤務時間の考え方」「勤務時間の上限の目安時間」等についても示されました。

【勤務時間の上限の目安時間 抜粋 <勤務時間ガイドライン>】

- 1か月の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること
- 1年間の在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること

※ 「在校時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間」については、以下「時間外業務時間」と表記します。

その後、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)の改正が行われ、文部科学大臣は上記ガイドラインで示された勤務時間の上限を指針として定め、これを告示しました。

【業務を行う上限の時間 抜粋 <公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針>】

- 上限時間の原則
 - ・ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間(以下「1箇月時間外在校等時間」という。) 45時間
 - ・ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間(以下「1年間時間外在校等時間」という。) 360時間
- 臨時的な特別の事情がある場合の上限時間
 - ・ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
 - ・ 1年間時間外在校等時間 720時間
 - ・ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
 - ・ 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間

※ 「臨時的な特別の事情がある場合」とは、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合であり、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、または生じるおそれのある場合などが想定されます。

宮崎県教育委員会においては、以上のような「文科省通知」、「中教審答申」等の趣旨をいかながら、本プランを策定することとします。

3 これまでの取組状況

これまで県教育委員会では、教育の質の向上を図っていくために、教職員が児童生徒に向き合い、本来の教育活動に専念し、「やりがい」や「充実感」を感じながら、その能力を發揮できる「働きやすい環境づくり」を進めていくことが重要であるとの考えのもと、以下の取組を行ってきました。

- 「教職員人材育成プラン」(平成19年3月)
- 「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」(平成24年7月)
- 「教職員の資質向上実行プラン」(平成25年3月)
- 「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート」(平成27年2月)
- 「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】(平成28年3月)
- 「教職員の資質向上実行プラン(改訂版)」(平成29年4月)
- 「学校における働き方改革推進プラン」(平成31年3月)

「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】(平成28年3月)の主な取組は以下のとおりです。

【県教育委員会の取組】

「教職員の職場環境づくりへの支援」

- ① 全ての調査等について、削減に向けた再点検を行います。
- ② 管理職等のマネジメント力をアップします。
- ③ チーム学校の取組を進めます。
- ④ 週1回及び「家庭の日」は部活動を休みにする取組を進めます。
- ⑤ 部活動指導員の導入に向けて研究を進めます。
- ⑥ スクールソーシャルワーカーの人員や稼働時間を大幅に増加します。
- ⑦ 保護者の役割や家庭教育支援の在り方に関する理解を進めます。
- ⑧ 「ストレスチェック」を実施します。
- ⑨ 休暇取得率のアップに取り組みます。
- ⑩ 教職員の「やりがい」「充実感」を高めます。

【各学校の取組】

「リーダーシップや組織マネジメントの強化」

- 管理職の取組
 - ・ 働きやすい職場環境づくりのための話合いの場の設定 等

「意識改革と業務の効率化」

- 教職員の取組
 - ・ ワン・アクション運動(学校全体の取組)
 - ・ ワン・トライ運動(教職員一人一人の取組)

「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】における取組については、県教育委員会の「教職員の職場環境づくりへの支援」や、管理職の「リーダーシップや組織マネジメントの強化」、教職員の「意識改革と業務の効率化」などを通して、教職員の「やりがい」「充実感」を高め、働きやすく能力を発揮できる環境の整備・充実に一定の成果が得られたと考えます。

※ 「県教育委員会の取組」や「各学校の取組」の成果と課題については、巻末の【参考①】【参考②】を参照してください。

一方、学校を取り巻く環境や時代の要請が変化する中、学校が本来の役割を果たすためには、「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】の取組をより充実させると同時に、国の動向を踏まえ課題解決に向けた新たな取組を行っていく必要があることから、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定しました。

このプランの具現化に向け、令和2年3月に、学校及び保護者・地域へ向けて、重点的に取り組む内容をまとめたメッセージを発出しました。

※ 重点的に取り組む内容をまとめたメッセージについては、巻末の【参考④】を参照してください。

また、令和2年度は、県立学校においては、学校における働き方改革推進のためのプロジェクトチームを立ち上げ、そこでの協議をもとに、学校における現状や課題等を整理し、県立学校で共通実践する具体的な取組事項を決め、各学校のアクションプランに沿って取組を進めているところです。

小中学校においては、モデル地域を指定し、小中学校が連携した取組や地域を巻き込んだ取組などの実践的な研究を進め、市町村教育委員会と連携を図りながら、働きやすい環境づくりを推進しているところです。

4 学校における働き方の現状と課題

平成30年10月、令和元年度10月及び令和2年度10月に実施した「教職員勤務実態調査」における結果をもとに経年比較を行い、学校における働き方の現状と課題を以下のように分析しました。

(1) 教職員勤務実態調査の概要

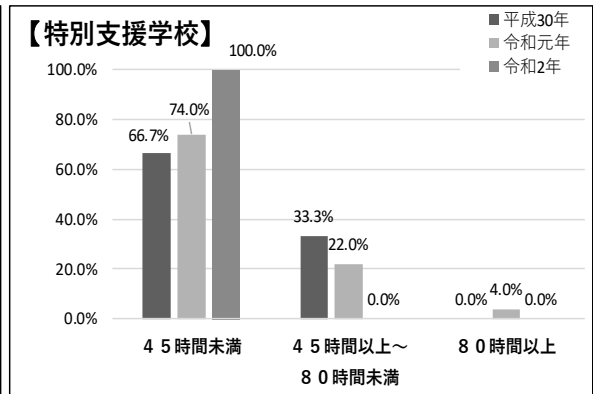
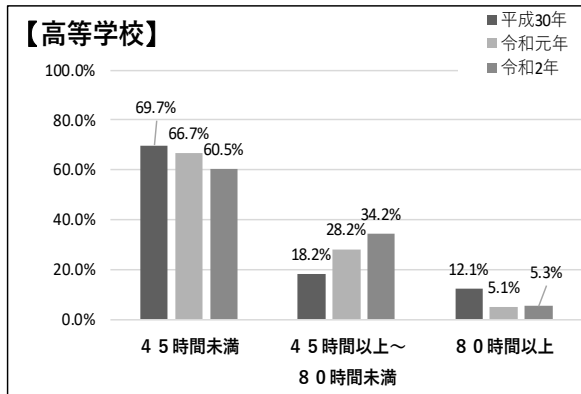
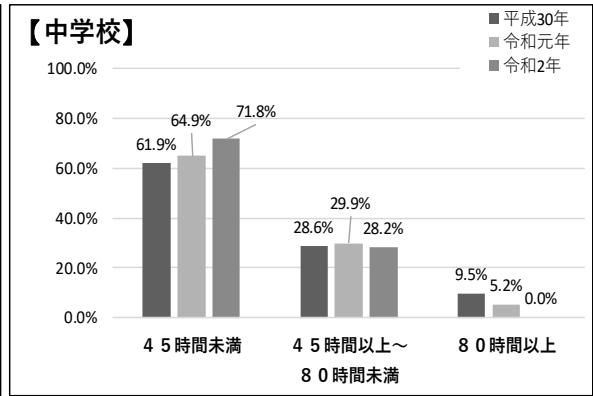
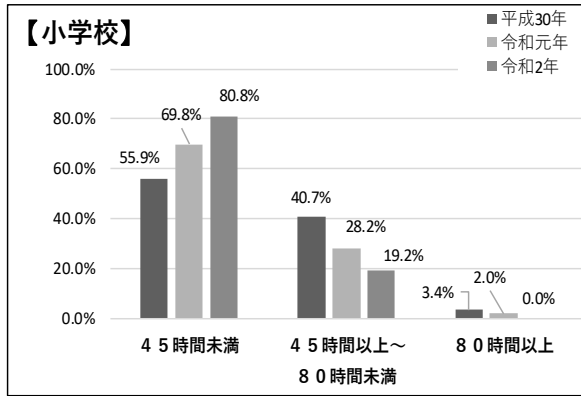
	調査期間	調査対象		
		校種	学校数	人数
平成30年度 調査	10月15日(月)～10月21日(日) (又は10月22日(月)～10月28日(日)まで)	小学校	75校	1,583名
		中学校	45校	1,039名
		高等学校	39校	2,129名
		特別支援学校	13校	999名
令和元年度 調査	10月1日(火)～10月31日(木)	小学校	202校	3,913名
		中学校	99校	2,264名
		高等学校	39校	2,235名
		特別支援学校	13校	1,042名
令和2年度 調査	10月1日(木)～10月31日(土)	小学校	229校	4,397名
		中学校	124校	2,626名
		高等学校	38校	2,240名
		特別支援学校	12校	1,009名

(2) 時間外業務時間の状況

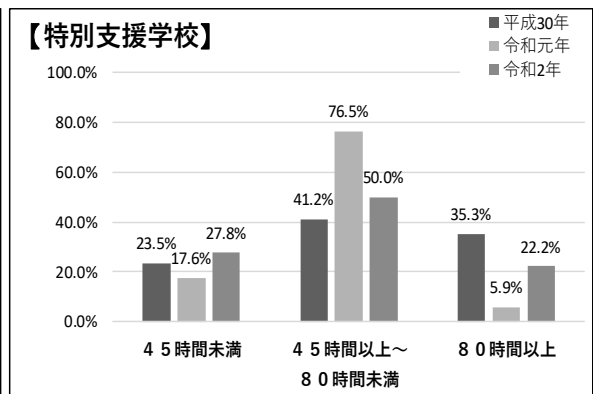
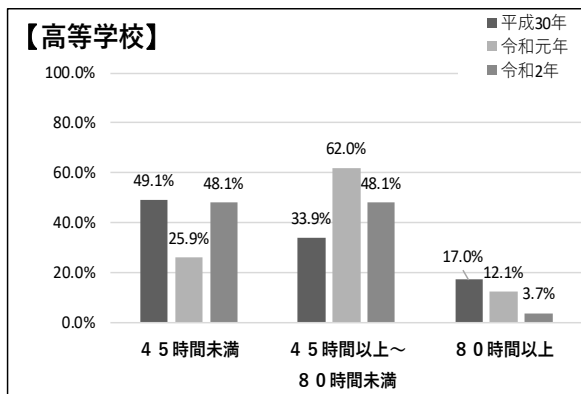
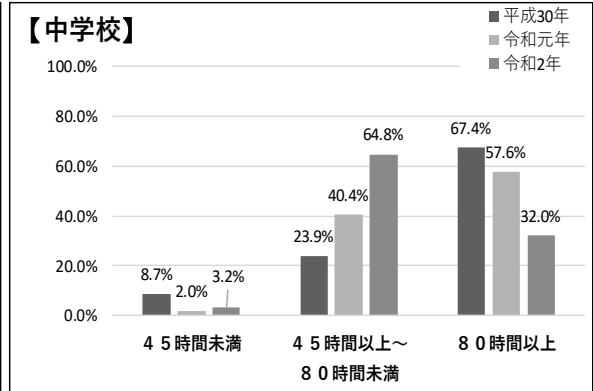
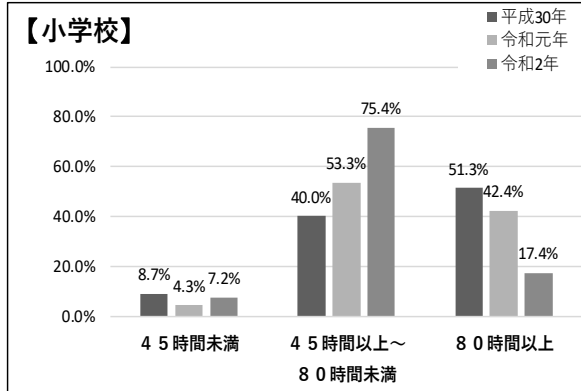
職種及び校種ごとの時間外業務時間の状況は、次のとおりです。

		小学校				中学校				高等学校				特別支援学校			
		H30	R1	R2	R2とH30 の差	H30	R1	R2	R2とH30 の差	H30	R1	R2	R2とH30 の差	H30	R1	R2	R2とH30 の差
校長	4 5 時間未満	55.9%	69.8%	80.8%	24.9%	61.9%	64.9%	71.8%	9.9%	69.7%	66.7%	60.5%	-9.2%	66.7%	74.0%	100.0%	33.3%
	4 5 時間以上～80時間未満	40.7%	28.2%	19.2%	-21.5%	28.6%	29.9%	28.2%	-0.4%	18.2%	28.2%	34.2%	16.0%	33.3%	22.0%	0.0%	-33.3%
	80時間以上	3.4%	2.0%	0.0%	-3.4%	9.5%	5.2%	0.0%	-9.5%	12.1%	5.1%	5.3%	-6.8%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%
副校長 教頭	4 5 時間未満	8.7%	4.3%	7.2%	-1.5%	8.7%	2.0%	3.2%	-5.5%	49.1%	25.9%	48.1%	-1.0%	23.5%	17.6%	27.8%	4.3%
	4 5 時間以上～80時間未満	40.0%	53.3%	75.4%	35.4%	23.9%	40.4%	64.8%	40.9%	33.9%	62.0%	48.1%	14.2%	41.2%	76.5%	50.0%	8.8%
	80時間以上	51.3%	42.4%	17.4%	-33.9%	67.4%	57.6%	32.0%	-35.4%	17.0%	12.1%	3.7%	-13.3%	35.3%	5.9%	22.2%	-13.1%
教諭等	4 5 時間未満	64.7%	64.9%	73.6%	8.9%	39.5%	38.1%	41.9%	2.4%	41.6%	40.0%	41.4%	-0.2%	70.2%	80.1%	82.9%	12.7%
	4 5 時間以上～80時間未満	31.2%	32.6%	25.7%	-5.5%	27.1%	37.3%	41.6%	14.5%	23.8%	27.8%	31.7%	7.9%	23.5%	18.5%	15.4%	-8.1%
	80時間以上	4.1%	2.5%	0.7%	-3.4%	33.4%	24.6%	16.5%	-16.9%	34.6%	32.2%	26.9%	-7.7%	6.3%	1.4%	1.7%	-4.6%
事務職員	4 5 時間未満	93.7%	93.4%	94.4%	0.7%	82.6%	90.5%	94.0%	11.4%	89.0%	86.9%	85.3%	-3.7%	66.0%	82.6%	86.7%	20.7%
	4 5 時間以上～80時間未満	6.3%	5.7%	5.2%	-1.1%	17.4%	9.5%	5.3%	-12.1%	7.9%	11.0%	13.3%	5.4%	29.7%	15.2%	11.1%	-18.6%
	80時間以上	0.0%	0.9%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%	0.7%	0.7%	3.1%	2.1%	1.4%	-1.7%	4.3%	2.2%	2.2%	-2.1%

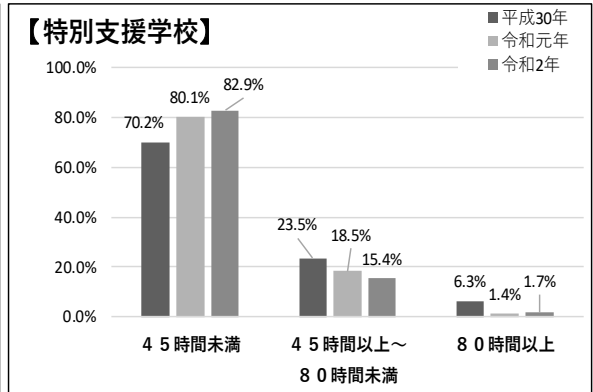
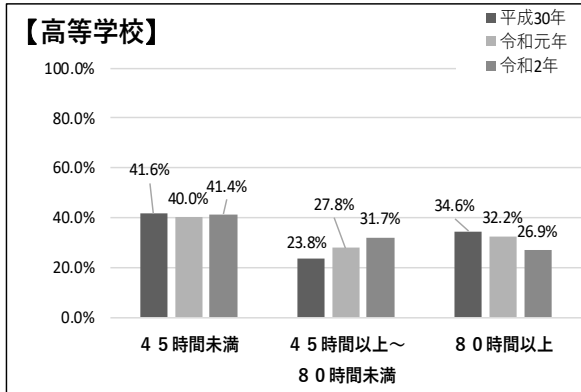
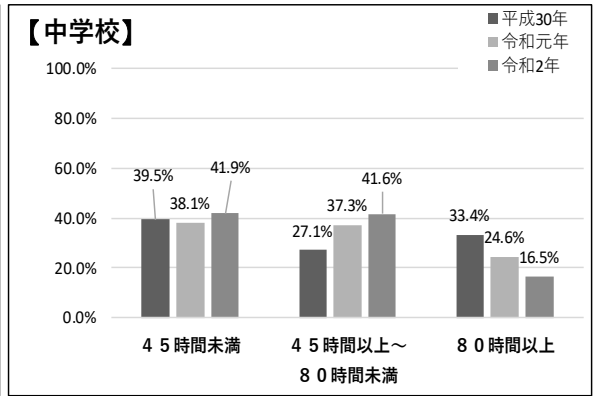
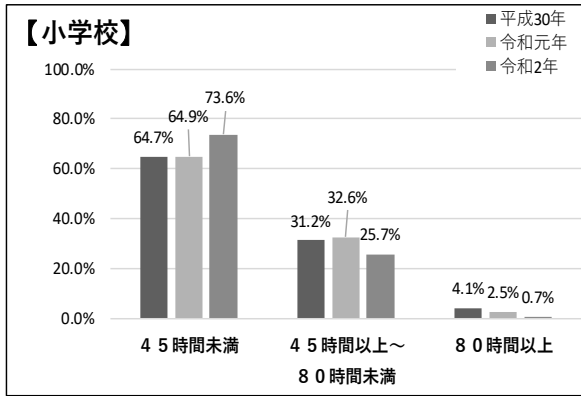
① 校長



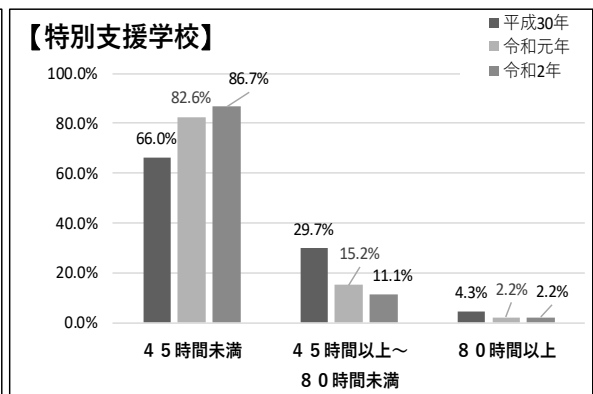
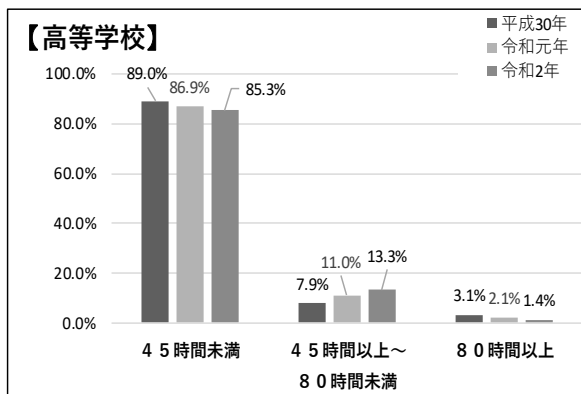
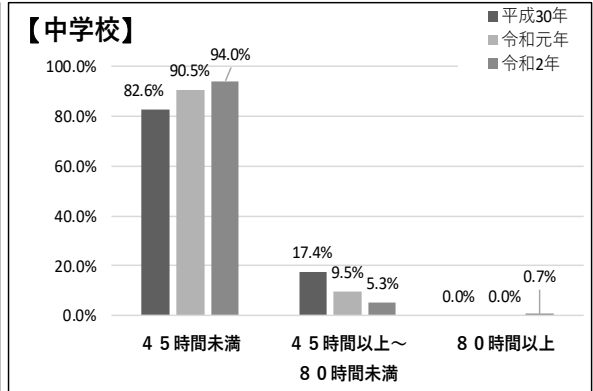
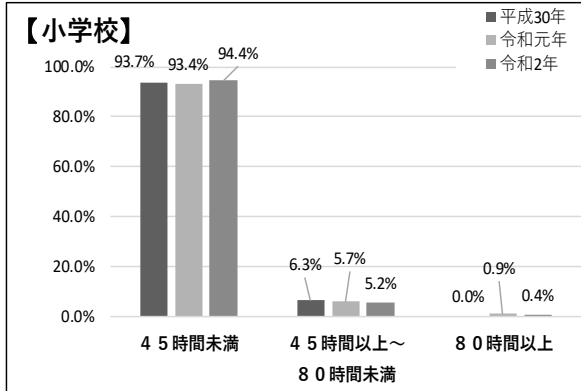
② 副校長・教頭



③ 教諭等



④ 事務職員



※ 時間外業務時間の変容から見られる成果を○、課題を●として表しています。

〈時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の状況〉

1箇月の時間外業務時間80時間は、厚生労働省が定めるおおむね「過労死ライン」と考えられる時間であり、本プランにおいては、このラインを超える教職員をゼロとすることを当面の達成目標として、学校における働き方改革に取り組んできました。

- 令和2年度調査において、この区分に該当する教職員の割合がほぼゼロ(1%未満)となったのは、「校長(小・中学校、特別支援学校)」「教諭等(小学校)」及び「事務職員(小・中学校)」です。
- また、この区分に該当する教職員の割合は、ほとんどの職種及び校種において減少傾向にあります。特に、「副校長・教頭(小・中学校)」は、平成30年度調査と令和2年度調査を比較すると、約3割程度減少しています。
- しかし、上記の傾向は見られるものの、この区分に該当する「副校長・教頭」は、令和2年度調査において、小学校で17.4%、中学校で32.0%、特別支援学校で22.2%であり、また「教諭等」においても中学校で16.5%、高等学校で26.9%を占める状況も見られ、今後も継続して取組を進めていく必要があると考えます。

〈時間外業務時間が1月につき45時間以上80時間未満に該当する教職員の状況〉

- 平成30年度調査と令和2年度調査を比較すると、「校長(小・中学校、特別支援学校)」と「教諭等(小学校、特別支援学校)」、「事務職員(小・中学校、特別支援学校)」は、この区分に該当する教職員の割合が減少しています。特に、小学校の「校長」は、約2割程度減少しています。さらに、特別支援学校の「校長」は、約3割程度減少し、該当者がゼロとなっています。
- 一方、80時間以上の割合が減少したことにともない、この区分に該当する教職員の割合が増加している職種及び校種も見られます。特に、平成30年度調査と令和2年度調査を比較すると、「副校長・教頭」は、この割合が全ての校種で増加しており、令和2年度調査においてその割合が、小学校で75.4%、中学校で64.8%、高等学校で48.1%、特別支援学校で50.0%と高い状況が見られます。

〈時間外業務時間が1月につき45時間未満に該当する教職員の状況〉

- 「校長(全校種)」、「教諭等(小学校、特別支援学校)」及び「事務職員(全校種)」は、この区分に該当する教職員の割合が比較的高い状況にあります。特に、「事務職員(小・中学校)」は、90%を超えています。さらに、特別支援学校の「校長」は、全員がこの区分に該当しています。
- 一方、小・中学校の「副校長・教頭」は、この区分の割合が10%を下回っている状況が見られます。



時間外業務時間の経年変化を見ると、全体として改善の傾向がうかがえることから、これまでの働き方改革の推進に向けた取組は、一定の効果はあったものと考えます。しかし、課題も見られることから、今後も継続して取組を進めていく必要があると考えます。

【重点課題1】 時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の割合は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。〔特に副校長・教頭(小・中学校、特別支援学校)、教諭等(中学校・高等学校)〕

(3) 時間外業務の実態

調査期間内に教職員が時間外に行った業務内容は、以下のとおりです。

- ・ 令和2年度調査… 各業務に費やした時間が多いと考えられる業務を3つ選択させ、選択数の多い業務から順位を出している。
- ・ 平成30年度調査… 各業務に費やした時間の集計結果から順位を出している。

① 校長

	令和2年度調査	
小学校	①	学校経営事務
	②	PTA・保護者対応
	③	地域対応
	④	その他の校務
	⑤	指導・助言
中学校	①	学校経営事務
	②	PTA・保護者対応
	③	生徒指導
	④	地域対応
	⑤	その他の校務
高等学校等	①	学校経営事務
	②	個別の打合せ
	③	PTA・保護者対応
	④	指導・助言
	⑤	サービス・労働管理
特別支援学校	①	学校経営事務
	②	指導・助言
	③	事務(調査・照会等)
	④	サービス・労働管理
	⑤	PTA・保護者対応

【参考】

	平成30年度調査	
小学校	①	学校経営事務
	②	事務(その他)
	③	生徒指導
	④	地域対応
	⑤	校外での会議等
中学校	①	学校経営事務
	②	生徒指導
	③	個別の打合せ
	④	校外での会議等
	④	会議
高等学校等	①	学校経営事務
	②	生徒指導
	③	学校行事
	④	個別の打合せ
	⑤	校外での会議等
特別支援学校	①	学校経営事務
	②	会議
	③	個別の打合せ
	④	行政・関係団体対応
	⑤	サービス・労務管理

② 副校長・教頭

	令和2年度調査	
小学校	①	保護者・PTA対応
	②	学校経営事務
	③	事務(調査・照会等)
	④	その他の校務
	⑤	事務(その他)
中学校	①	保護者・PTA対応
	②	学校経営事務
	③	事務(調査・照会等)
	④	その他の校務
	⑤	サービス・労働管理
高等学校等	①	学校経営事務
	②	事務(調査・照会等)
	③	サービス・労務管理
	④	指導・助言
	⑤	保護者・PTA対応
特別支援学校	①	事務(調査・照会等)
	②	学校経営事務
	③	指導・助言
	④	サービス・労務管理
	⑤	事務(その他)

【参考】

	平成30年度調査	
小学校	①	学校経営事務
	②	事務(その他)
	③	保護者・PTA対応
	④	事務(調査・照会等)
	⑤	生徒指導
中学校	①	学校経営事務
	②	事務(その他)
	③	保護者・PTA対応
	④	防犯・防災・衛生
	④	指導・助言
高等学校等	①	学校経営事務
	②	生徒指導
	③	サービス・労務管理
	④	個別の打合せ
	⑤	事務(その他)
特別支援学校	①	学校経営事務
	②	事務(その他)
	③	事務(調査・照会等)
	④	サービス・労務管理
	⑤	指導・助言

③ 教諭等

		令和2年度調査	
小学校	①	授業準備	
	②	分掌部業務	
	③	事務(学級事務)	
	④	成績処理	
	⑤	学校行事準備	
中学校	①	授業準備	
	②	部活動	
	③	分掌部業務	
	④	学校行事準備	
	⑤	生徒指導	
高等学校等	①	部活動	
	②	授業準備	
	③	分掌部業務	
	④	学習指導	
	⑤	生徒指導	
特別支援学校	①	授業準備	
	②	分掌部業務	
	③	事務(学級事務)	
	④	学校行事準備	
	⑤	個別の打合せ	

【参考】

		平成30年度調査	
小学校	①	授業準備	
	②	学年・学級経営	
	③	朝の業務	
	④	分掌部業務	
	⑤	保護者・PTA対応	
中学校	①	部活動	
	②	授業準備	
	③	朝の業務	
	④	学校行事準備	
	⑤	学年・学級経営	
高等学校等	①	部活動	
	②	授業準備	
	③	学習指導	
	④	生徒指導	
	⑤	分掌部業務	
特別支援学校	①	授業準備	
	②	学校行事準備	
	③	分掌部業務	
	④	学年・学級経営	
	⑤	朝の業務	

④ 事務職員

		令和2年度調査	
小学校	①	事務(その他)	
	②	事務(調査・照会等)	
	③	予算編成・執行	
	④	経理事務	
	⑤	服務・労働管理	
中学校	①	事務(その他)	
	②	事務(調査・照会等)	
	③	予算編成・執行	
	④	経理事務	
	⑤	服務・労務管理	
高等学校等	①	事務(その他)	
	②	事務(調査・照会等)	
	③	予算編成・執行	
	④	経理事務	
	⑤	PTA・保護者対応	
特別支援学校	①	事務(調査・照会等)	
	②	事務(その他)	
	③	経理事務	
	④	服務・労務管理	
	⑤	予算編成・執行	

【参考】

		平成30年度調査	
小学校	①	事務(その他)	
	②	事務(調査・照会等)	
	③	予算編成・執行	
	④	経理事務	
	⑤	事務(学納金関係)	
中学校	①	事務(その他)	
	②	事務(調査・照会等)	
	③	経理事務	
	④	予算編成・執行	
	⑤	服務・労務管理	
高等学校等	①	事務(その他)	
	②	経理事務	
	③	事務(学納金関係)	
	④	予算編成・執行	
	⑤	学校経営事務	
特別支援学校	①	事務(その他)	
	②	経理事務	
	③	事務(調査・照会等)	
	④	服務・労務管理	
	⑤	事務(学納金関係)	

「副校長・教頭」は、校種を問わず「学校経営事務」「事務(調査・照会等への回答)」などの事務的な業務を行っている時間が多く、小・中学校では、それ以上に「PTA・保護者対応」の業務に多くの時間を費やしています。

「教諭等」は、令和2年度調査においても同様に、全ての校種で「授業準備」に多くの時間を費やしています。

中学校では、平成30年度調査では1番目であった「部活動」に費やす時間が、令和2年度調査では2番目となっており、部活動の休養日やリフレッシュ日などの取組が浸透してきていることがうかがえます。しかし、全体から見ると、中学校・高等学校ともに、「部活動」を行っている時間が長い状況が見られます。

【重点課題2】 中学校・高等学校においては、時間外業務時間の多くを部活動に費やしている。

(4) 働き方に関する意識について①（平成30年度教職員勤務実態調査より）

【「毎日忙しい」と感じている】					
	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
感じている	61.2%	50.9%	42.1%	44.0%	49.4%
どちらかというと感じている	32.0%	41.9%	41.0%	41.2%	38.7%
どちらかというと感じていない	6.4%	6.3%	13.7%	12.7%	10.2%
感じていない	0.3%	1.0%	2.1%	2.0%	1.8%

【参考:「教職員の働きやすい環境づくりのためのアンケート(平成27年2月実施)」】	
感じている	39.7%
どちらかというと感じている	43.9%
どちらかというと感じていない	14.4%
感じていない	2.0%

全体の約50%の教員が「毎日忙しい」と感じており、「どちらかという毎日忙しい」と感じている割合を合わせると全体の約88%が忙しいと感じています。平成27年2月の調査時に比べ、この割合は大きく増加しています。

校種別にみると、小学校・中学校においては忙しいと感じている割合が90%を超えており、特に小学校においては60%以上が毎日忙しいと感じています。

【「毎日忙しい」と感じる理由(3つ選択方式)】

小学校	① 授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い
	② 教育課程にゆとりがない
中学校	③ 本来家庭ですべき教育内容まで求められる
	④ 授業の準備に多くの時間労力を費やす
	⑤ 学校行事が精選されていない
(副校長・教頭) ① 国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす	

小学校	① 授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い
	② 教育課程にゆとりがない
中学校	③ 本来家庭ですべき教育内容まで求められる
	④ 平日、休日に部活動指導がある
	⑤ 授業の準備に多くの時間労力を費やす
(副校長・教頭) ① 国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす	
② 参加する地域の会合やイベントが多い	
③ 事件・事故の対応策・防止策の策定に費やす時間が多い	

高等 学校 等	① 授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い ② 学校行事が精選されていない ③ 本来家庭ですべき教育内容まで求められる ④ 平日、休日に部活動指導がある ⑤ 授業の準備に多くの時間労力を費やす
	(副校長・教頭) ① 事件・事故の対応策・防止策の策定に費やす時間が多い ② 国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす

特 別 支 援 学 校	① 授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い ② 必然性が感じられない会議や打合せが多い ③ 授業の準備に多くの時間労力を費やす ④ 教育課程にゆとりがない ⑤ 学校行事が精選されていない
	(副校長・教頭) ① 国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす ② 事件・事故の対応策・防止策の策定に費やす時間が多い

「毎日忙しい」と感じる理由としては、全校種で「授業や児童生徒と接すること以外の事務作業が多い」が最も多く、事務作業の軽減が大きな課題となっています。

また、小学校・中学校・高等学校等において「本来家庭ですべき教育内容まで求められる」と答えた割合が多く、家庭・地域と連携した学校の役割の明確化も課題となっています。

一方、「学校行事が精選されていない」「必然性が感じられない会議や打合せが多い」など、これまでワン・アクション運動で取り組んできた内容もあげられていることから、学校の取組にも課題が見られます。

なお、副校長・教頭からは「国や県等からの研究依頼や調査に多くの時間を費やす」や「事件・事故の対応策・防止策の策定に費やす時間が多い」などの教諭等とは違う内容が多くあげられています。

- 【重点課題3】** 教職員が事務作業に追われ児童生徒と接する時間が十分にとれていない。
【重点課題4】 学校の役割が明確にされておらず、家庭・地域に十分理解されていない。

(5) 働き方に関する意識について②（H30…平成30年度教職員勤務実態調査より、R1…令和元年度みやぎきの教育に関する調査より）

【時間管理や健康管理を意識して仕事を行うことができている】					
	年度	小学校	中学校	県立学校	全体
そうである	H30	9.8%	11.1%	14.3%	12.4%
	R1	16.9%	15.3%	10.1%	15.3%
まあそうである	H30	54.7%	53.1%	51.9%	52.9%
	R1	51.6%	52.3%	50.3%	51.7%
少しそうである	H30	31.0%	28.7%	26.7%	28.2%
	R1	26.2%	25.8%	32.7%	27.0%
全くそうでない	H30	4.5%	7.0%	7.2%	6.4%
	R1	5.3%	6.7%	7.0%	6.0%

「時間管理や健康管理を意識して仕事を行う」については、令和元年度の調査で全体の67%ができている（「そうである」「まあそうである」と答えており、校種により大きな差はありません。

小学校、中学校では、「そうである」の割合が上がっており、意識が向上していることもうかがえますが、まだ、全体的に高いとは言えません。

【誇りややりがいを持って仕事を行うことができている】					
	年度	小学校	中学校	県立学校	全体
そうである	H30	26.6%	25.6%	25.0%	25.5%
	R1	34.0%	31.0%	25.6%	32.0%
まあそうである	H30	59.0%	55.0%	54.8%	56.0%
	R1	50.3%	53.0%	59.8%	52.6%
少しそうである	H30	13.2%	16.5%	17.5%	16.1%
	R1	14.5%	15.0%	13.1%	14.4%
全くそうでない	H30	1.2%	2.9%	2.8%	2.4%
	R1	1.1%	0.7%	1.5%	1.0%

「誇りややりがいを持って仕事を行う」については、令和元年度の調査で全体の84.6%ができている（「そうである」「まあそうである」と回答しており、校種による大きな差はありません。

また、全ての校種で「そうである」の割合が上がっており、意識が向上していることがうかがえます。

【ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができている】					
	年度	小学校	中学校	県立学校	全体
そうである	H30	6.9%	5.1%	9.3%	7.9%
	R1	12.0%	10.7%	7.5%	10.9%
まあそうである	H30	43.1%	36.8%	40.4%	40.5%
	R1	52.4%	44.4%	44.7%	48.8%
少しそうである	H30	39.5%	40.4%	35.0%	37.2%
	R1	27.8%	32.5%	35.7%	30.4%
全くそうでない	H30	10.5%	17.7%	15.3%	14.4%
	R1	7.8%	12.4%	12.1%	9.9%

「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送る」については、平成30年度の調査では、全体で48.4%ができている（「そうである」「まあそうである」）と回答していたが、令和元年度の調査では59.7%と11.3ポイント上昇しています。このことから意識が向上していることもうかがえますが、まだ、全体的に高いとは言えません。

また、「全くそうでない」と答えた割合は、中学校・県立学校で高く、約12%を占めています。

このことから、多くの教職員は誇りややりがいを持って仕事を行うことができているものの、ワーク・ライフ・バランスを含めた教職員の時間管理や健康管理に課題があると言えます。

【重点課題5】教職員のワーク・ライフ・バランスを含めた時間管理や健康管理に課題がある。

(6) 働き方に関する意識について③（令和元年みやぎきの教育に関する調査より）

【<学校向け調査> 働きやすい環境づくりに取り組んでいる】

	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
よく取り組んでいる	47.4%	45.7%	35.9%	9.1%	44.7%
ある程度取り組んでいる	52.6%	54.3%	64.1%	90.9%	55.3%
ほとんど取り組んでいない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
まったく取り組んでいない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【<教職員向け調査> 働きやすい環境づくりに関する学校での取組は進んでいる】

	小学校	中学校	県立学校	全体
よく進んでいる	23.4%	16.5%	7.5%	18.9%
ある程度進んでいる	61.6%	65.9%	65.8%	63.8%
ほとんど進んでいない	13.4%	16.0%	24.1%	15.9%
まったく進んでいない	1.3%	1.2%	2.5%	1.4%

学校向け調査では、全ての校種において、100%が取り組んでいる（「よく取り組んでいる」「ある程度取り組んでいる」）と回答しています。

一方、教職員向け調査では、取組が進んでいる（「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」）と回答している割合は、全体で、82.7%にとどまっています。

学校における働きやすい環境づくりに関する取組は、各学校において取り組まれています。約2割弱の教職員の皆さんにとっては、この取組が進んでいるという実感をもつところまでは至っていない状況がうかがえます。

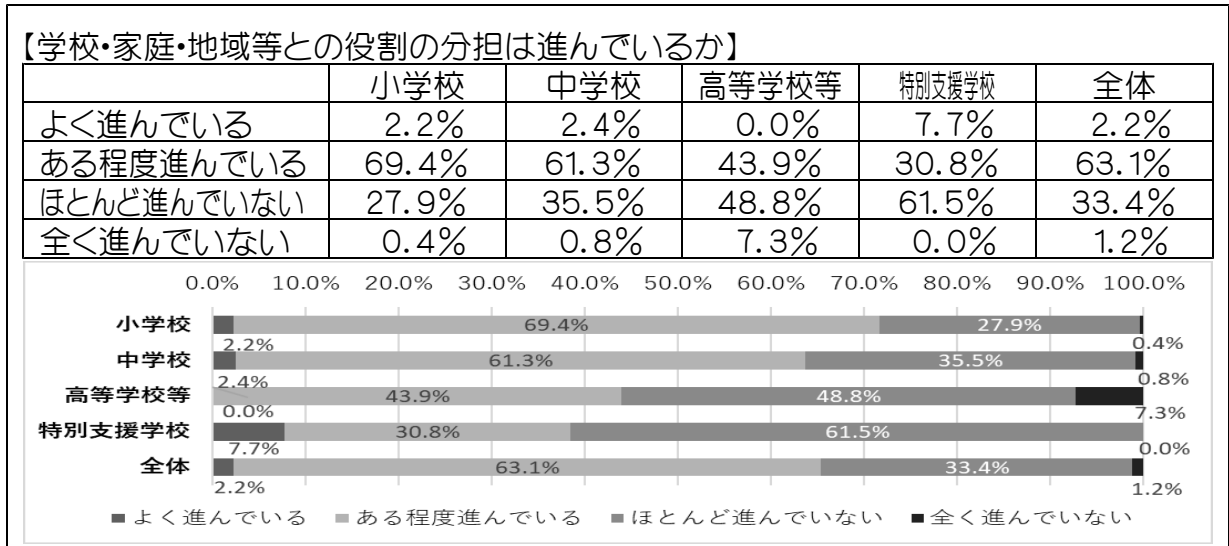
【重点課題6】教職員が、学校における働きやすい環境づくりに関する取組の成果を実感できるよう、さらに取組の徹底・充実を図っていく必要がある。

(7) 働き方改革の推進に関する各学校の取組状況（令和2年度教職員勤務実態調査）

「学校における働き方改革推進プラン」の具現化のために、令和2年3月に、学校及び保護者・地域へ向けて、重点的に取り組む内容をまとめたメッセージを发出了しました。このメッセージに対する学校の取組状況は、次のとおりです。

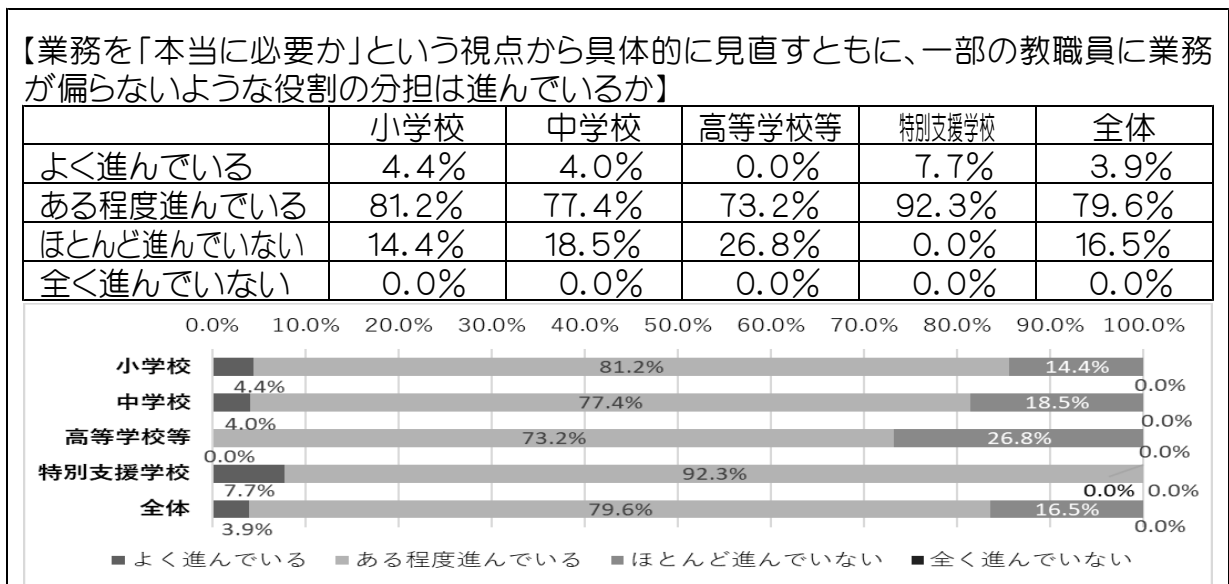
※ 【参考④】「学校における働き方改革推進プラン」の具現化に向けたメッセージを参照

① 家庭・地域との連携と役割の分担の明確化について



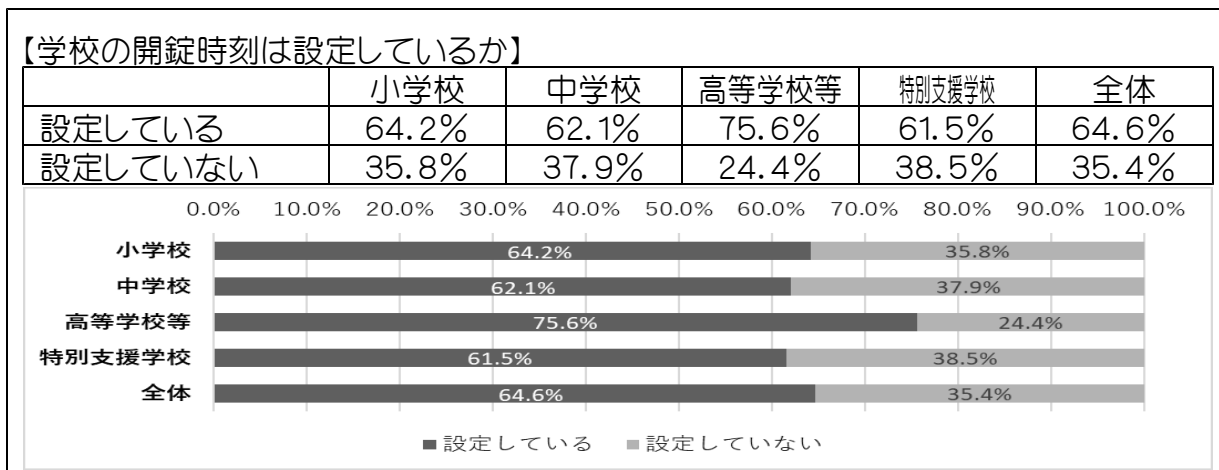
学校・家庭・地域等との役割の分担については、全体で65.3%が進んでいる（「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答しています）。また、この割合は、小学校で約7割、中学校で約6割、高等学校、特別支援学校で約4割と、校種によって差が見られます。

② 業務の見直しと分担について

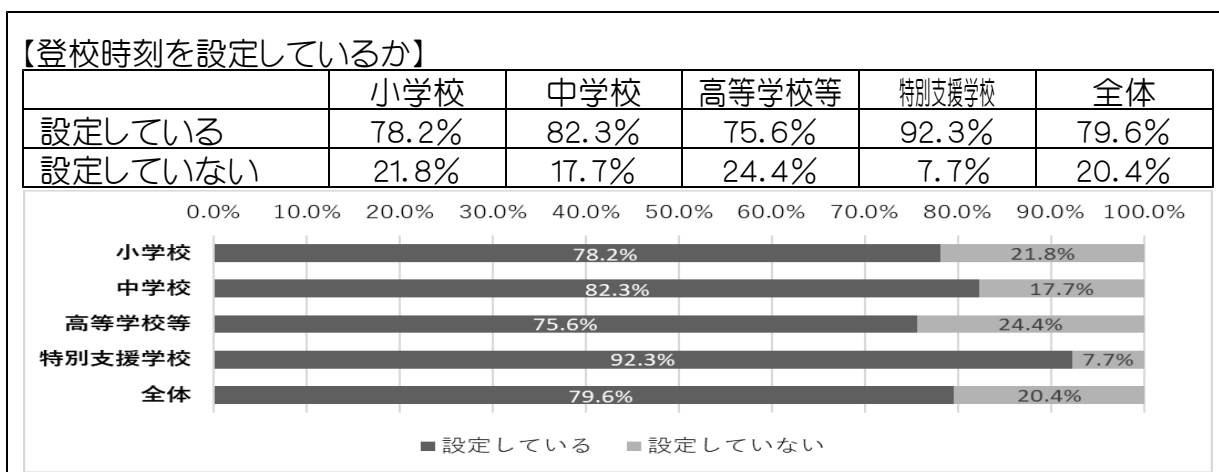


業務の見直しと分担については、全体で83.5%が進んでいる（「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答しています）。特に、特別支援学校では、全ての学校において進んでいると回答しています。

③ 学校の開錠時刻の設定について

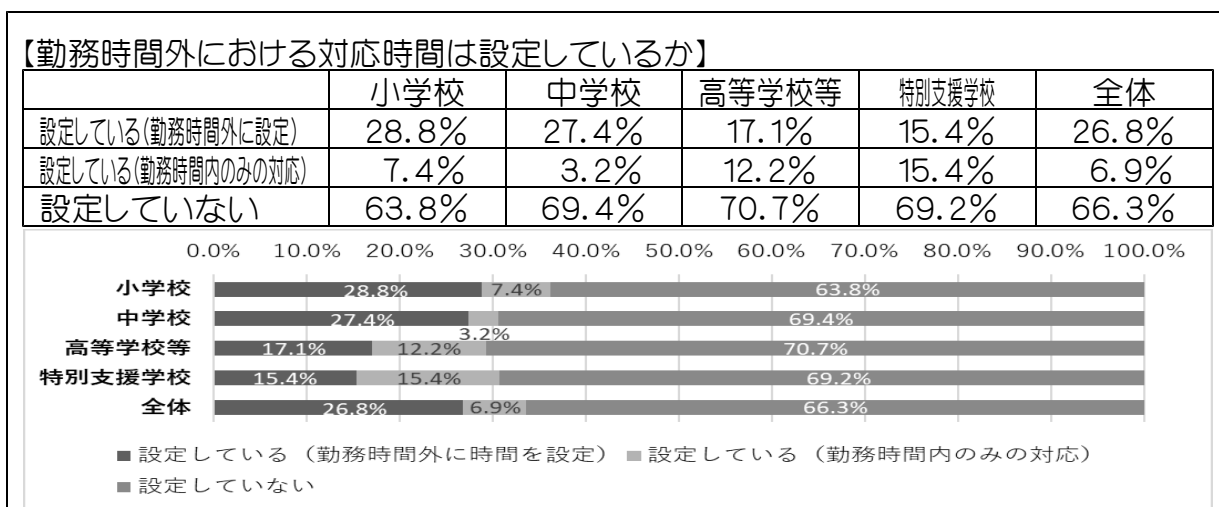


学校の開錠時刻については、全体で64.6%が設定していると回答しています。特に、高等学校は、他の校種と比べて約10%ほど高い割合を示しています。



登校時刻については、全体で79.6%が設定していると回答しています。特に、特別支援学校は、他の校種と比べて約10%ほど高い割合を示しています。

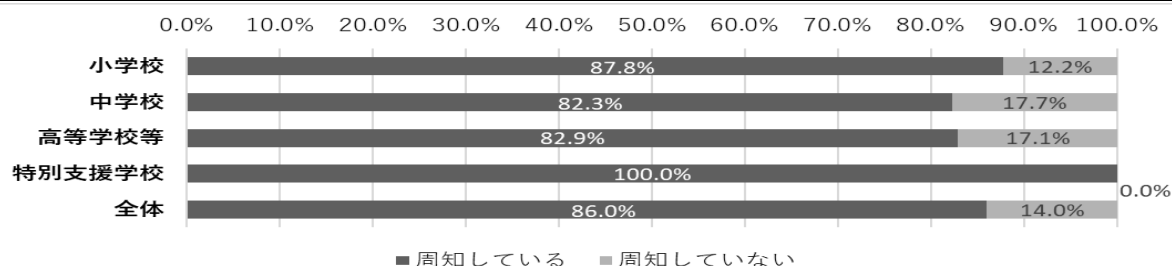
④ 勤務時間外における対応について



電話連絡や相談等を受け付ける時間については、設定している(「勤務時間外に時間を設定」「勤務時間内のみの対応」と)の回答が、全体で33.7%にとどまっています。この割合は、校種による大きな差はありません。

【児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した際の連絡方法について、保護者や地域住民に周知しているか】

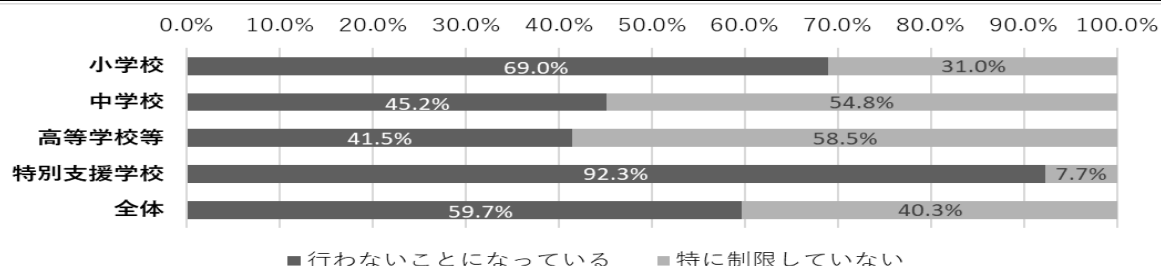
	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
周知している	87.8%	82.3%	82.9%	100.0%	86.0%
周知していない	12.2%	17.7%	17.1%	0.0%	14.0%



緊急事態が発生した際の連絡方法については、全体で86.0%が周知していると回答しています。特に、特別支援学校では、全ての学校において、このことが周知されています。

【教職員個人所有の携帯番号等を使用するの連絡について原則行わないことになっているか】

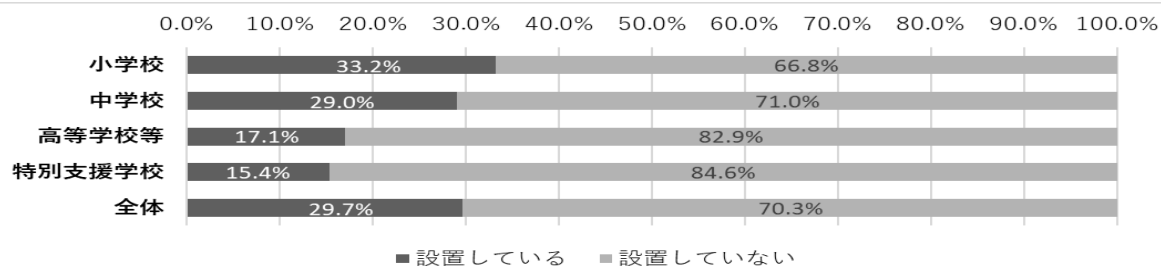
	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
行わないことになっている	69.0%	45.2%	41.5%	92.3%	59.7%
特に制限していない	31.0%	54.8%	58.5%	7.7%	40.3%



教職員個人所有の携帯番号等を使用するの連絡については、校種によって、その使用の状況に差が見られます。特別支援学校においては、約9割の学校で原則使わないことになっていますが、中学校や高等学校では過半数の学校で特に制限はされていない状況が見られます。

【留守番電話は設置しているか】

	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
設置している	33.2%	29.0%	17.1%	15.4%	29.7%
設置していない	66.8%	71.0%	82.9%	84.6%	70.3%

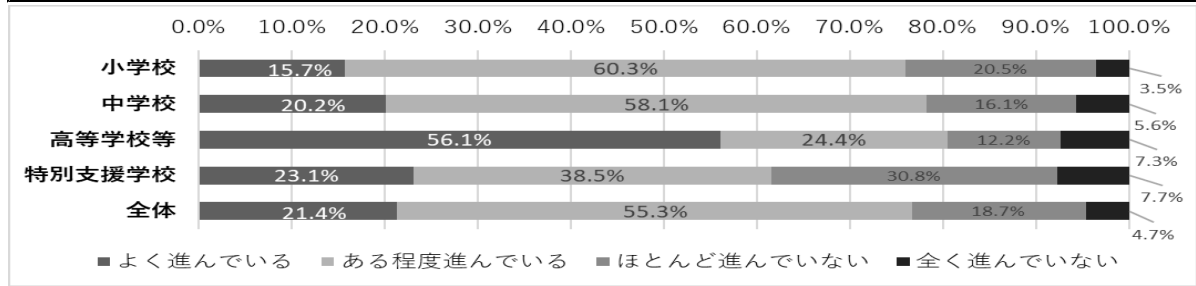


留守番電話の設置については、小・中学校で約3割、高等学校及び特別支援学校で約2割弱にとどまっており、十分に設置が進んでいない状況が見られます。

⑤ 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉について

【校舎内の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全職員で協力して勤務時間に行っているなど分担が進んでいるか】

	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
よく進んでいる	15.7%	20.2%	56.1%	23.1%	21.4%
ある程度進んでいる	60.3%	58.1%	24.4%	38.5%	55.3%
ほとんど進んでいない	20.5%	16.1%	12.2%	30.8%	18.7%
全く進んでいない	3.5%	5.6%	7.3%	7.7%	4.7%

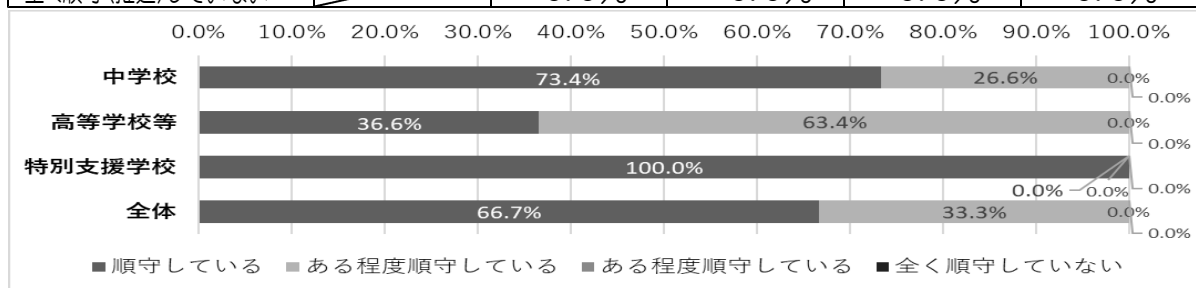


校舎内の鍵の開閉については、全体で76.7%が分担が進んでいる（「よく進んでいる」「ある程度進んでいる」と回答しています）。特に、高等学校では、56.1%が「よく進んでいる」と回答しており、他の校種よりも約3割から4割程度高い状況が見られます。

⑥ 部活動の活動時間及び休養日について

【運動部・文化部ともに「宮崎県運動部（文化部）活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を「順守」しているか。※県立学校においては「推進」】

	小学校	中学校	高等学校等	特別支援学校	全体
順守（推進）している		73.4%	36.6%	100.0%	66.7%
ある程度順守（推進）している		26.6%	63.4%	0.0%	33.3%
ほとんど順守（推進）していない		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全く順守（推進）していない		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



運動部・文化部の活動については、全体で66.7%が、県の方針を「順守（県立学校においては「推進」）している」と回答しています。また、「ある程度順守（推進）している」まで含めると、該当しない小学校を除く全ての校種において、順守（推進）してる割合が100%となっています。ただし、高等学校においては、「推進している」との回答が36.6%にとどまってる状況も見られます。

【働き方改革の推進に関する各学校の取組状況の総括】

学校において重点的に取り組む内容に関する各設問に対して、肯定的な回答をした割合の平均をもとに、以下の基準で分析をしています。

◎：75%以上～100%以下
△：25%以上～50%未満

○：50%以上～75%未満
×：0%以上～25%未満

学校において重点的に取り組む内容	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
① 家庭・地域との連携と役割の分担の明確化について	○	○	△	△	○
各設問の肯定的な回答の平均	71.6%	63.7%	43.9%	38.5%	65.3%
学校・家庭・地域等との役割の分担について推進は進んでいるか	71.6%	63.7%	43.9%	38.5%	65.3%
② 業務の見直しと分担について	◎	◎	○	◎	◎
各設問の肯定的な回答の平均	85.6%	81.4%	73.2%	100.0%	83.5%
業務を「本当に必要か」という視点から具体的に見直すとともに、一部の教職員に業務が偏らないように役割の分担を推進しているか	85.6%	81.4%	73.2%	100.0%	83.5%
③ 学校の開錠時刻の設定について	○	○	◎	◎	○
各設問の肯定的な回答の平均	71.2%	72.2%	75.6%	76.9%	72.1%
学校の開錠時刻は設定しているか	64.2%	62.1%	75.6%	61.5%	64.6%
登校時刻を設定しているか	78.2%	82.3%	75.6%	92.3%	79.6%
④ 勤務時間外における対応について	○	△	△	○	○
各設問の肯定的な回答の平均	56.6%	46.8%	42.7%	59.6%	52.3%
勤務時間外における対応時間は設定しているか	36.2%	30.6%	29.3%	30.8%	33.7%
児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した際の連絡方法について、保護者や地域住民に周知しているか	87.8%	82.3%	82.9%	100.0%	86.0%
教職員個人所有の携帯番号等を使用しての連絡について原則行わないことになっているか	69.0%	45.2%	41.5%	92.3%	59.7%
留守番電話は設置しているか	33.2%	29.0%	17.1%	15.4%	29.7%
⑤ 学校内施設(校舎等)の鍵の開閉について	◎	◎	◎	△	◎
各設問の肯定的な回答の平均	76.0%	78.3%	80.5%	61.6%	76.7%
校舎内の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全職員で協力して勤務時間に行っているなど分担が進んでいるか	76.0%	78.3%	80.5%	61.6%	76.7%
⑥ 部活動の活動時間及び休養日について		◎	◎	◎	◎
各設問の肯定的な回答の平均		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
運動部・文化部ともに「宮崎県運動部(文化部)活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を「順守」しているか。※県立学校においては「推進」		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

学校において重点的に取り組む内容については、おおむね推進されている状況にありますが、「家庭・地域との連携と役割分担の明確化」及び「勤務時間外における対応」、「学校内施設(校舎等)の鍵の開閉」については、取組が十分推進されていない状況(肯定的な回答の平均値:25%以上～50%未満)が一部に見られます。

これらの結果から、本県の学校における働き方の課題は、次のとおりにとまとめることができます。

＜勤務時間の実態から＞

【重点課題1】 時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の割合は減少傾向にあるが、長時間業務に従事している教職員も見られる。〔特に副校長・教頭、教諭等（中学校・高等学校）〕 → 【基本方針】

＜時間外業務の実態から＞

【重点課題2】 中学校・高等学校等においては、時間外業務時間の多くを部活動に費やしている。 → 【柱3】

＜働き方に関する意識から＞

【重点課題3】 教職員が事務作業に追われ児童生徒と接する時間が十分にとれていない。 → 【柱1】

【重点課題4】 学校の役割が明確にされておらず、家庭・地域に十分理解されていない。 → 【柱4】

【重点課題5】 教職員のワーク・ライフ・バランスを含めた時間管理や健康管理に課題がある。 → 【柱2】

【重点課題6】 教職員が、学校における働きやすい環境づくりに関する取組の成果を実感できるよう、さらに取組の徹底・充実を図っていく必要がある。 → 【柱1】【柱2】【柱3】【柱4】

これらの課題のうち、【重点課題2、3、4、5、6】は、【重点課題1】を招く原因と捉えることができます。

そこで、本プランにおいては、【重点課題1】の解決を基本方針と定め、【重点課題2、3、4、5、6】を解決に向けた取組の柱として、以下に示した教職員の皆さんの意見も参考にしながら、取り組んでいきたいと考えます。

【教員の多忙や負担の軽減について効果があると思うこと(5つ選択方式)】

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ① 事務負担を軽減するためのスタッフの活用 ② 会議や研修の見直し ③ 多様化する問題に対応するためのスタッフの活用 ④ 調査・照会・提出書類の削減・統合 ⑤ 校務支援システム等、ICT機器を活用した事務の効率化
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議や研修の見直し ② 多様化する問題に対応するためのスタッフの活用 ③ 調査・照会・提出書類の削減・統合 ④ 事務負担を軽減するためのスタッフの活用 ⑤ 部活動休養日の設定及び徹底
高等学校等	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議や研修の見直し ② 多様化する問題に対応するためのスタッフの活用 ③ 部活動指導負担を軽減するための人材の活用 ④ 事務負担を軽減するためのスタッフの活用 ⑤ 部活動休養日の設定及び徹底
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ① 会議や研修の見直し ② 調査・照会・提出書類の削減・統合 ③ 事務負担を軽減するためのスタッフの活用 ④ 多様化する問題に対応するためのスタッフの活用 ⑤ 校務支援システム等、ICT機器を活用した事務の効率化

第2章 基本的な考え方

1 学校における働き方改革の目的

本プランにおいては、

教職員一人一人が自分の働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境を整備

することで、

教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を実現

していきます。また、そのことを通して、

学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実

を目指します。

2 学校における働き方改革の重点目標

- **働き方改革への意識・行動の変容を図る。**
- **教職員の時間外業務時間の縮減を図る。**

3 基本方針

本プランにおいては、「第1章 4 学校における働き方の現状と課題」で示した5つの課題の解決のため、以下の基本方針と4つの取組の柱を中心として取組を進めていきます。

【基本方針】 教職員の長時間業務解消への対策の推進

- 【柱1】 教職員の事務作業負担軽減
- 【柱2】 教職員の勤務時間を意識した業務管理
- 【柱3】 中学校・高等学校等における部活動の在り方の見直し
- 【柱4】 家庭・地域と連携した学校の役割の明確化

4 プランの位置付け

本プランは、県教育委員会及び県立学校が実施する「学校における働き方改革」の目的、当面の達成目標及び取組等を示すとともに、市町村教育委員会及び市町村立学校においても「学校における働き方改革」に向けて取り組んでいただきたい内容を示すものとして示します。

5 時間外業務時間の「上限時間」と重点取組事項

「給特法」の改正により、「勤務時間ガイドライン」で示されていた勤務時間の上限が、法的根拠のある「指針」として定められました。

＜指針に定める上限時間＞
1 箇月時間外在校等時間 4 5 時間
1 年間時間外在校等時間 3 6 0 時間

※ 「時間外在校等時間」とは、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間のことである。

本プランにおいては、「勤務時間ガイドライン」の趣旨を踏まえ、「達成目標」を設定していましたが、さらに実効性を強化するために、国の「指針」に基づき、県教育委員会規則において時間外業務時間の「上限時間」を定めます。

＜県教育委員会規則に定める時間外業務時間の「上限時間」＞
1 月について 4 5 時間
1 年について 3 6 0 時間

- ※ 「上限時間」を定めた規則名は、「宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」である。
- ※ 本規則の対象範囲は、県立学校の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員）とする。なお、事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規則が適用される。
- ※ 教育委員会規則に罰則規定はないが、教職員のサービスを監督する教育委員会は、適切に対応することが求められる。
- ※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の「上限時間」については、国の指針に基づき、県教育委員会規則に別に定める。

県教育委員会規則において定められた時間外業務時間の「上限時間」を踏まえ、本プランに基づき、教職員の長時間業務の解消が推進されるよう取組を進めていきます。

また、令和2年10月の教職員勤務実態調査の結果から、時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する教職員の割合は減少傾向にあり、一定の成果が見られたものと考えていますが、特に、「教諭等(中学校・高等学校)」、「副校長・教頭(小・中学校、特別支援学校)」については、この区分に該当する教職員の割合が2、3割程度見られます。

この状況を踏まえた上で、時間外業務時間の「上限時間」の達成に向け、次の重点取組事項に積極的に取り組みます。

【重点取組事項】
「教諭等」及び「副校長・教頭」の時間外業務時間が1月につき80時間以上の
該当者0(ゼロ)に向けた取組をさらに推進する。

- ※ 「教職員勤務実態調査」(平成30年10月実施)の結果を踏まえると、特に、厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」による、いわゆる「過労死ライン」(1箇月の時間外業務時間80時間)相当の長時間業務の解消については、早急に図る必要がある。
- ※ 厚生労働省によれば、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が徐々に強まるとされており、発症前1か月間に100時間又は2か月から6か月平均で月80時間を超えた場合は、業務と発症との関連性が強いとされている。

6 プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

7 プランの推進に係る評価指標

(1) 重点取組事項に係る評価指標

県教育委員会規則に定めた時間外業務時間の「上限時間」の達成に向け、重点取組事項に係る評価指標を定め、本プランの進捗状況を分析するとともに、取組の徹底・充実を図っていきます。

＜ 重点取組事項に係る評価指標 ＞			
教職員勤務実態調査における、時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する「教諭等」及び「副校長・教頭」の割合の目標値を年度ごとに設定する。			
評価指標	(参考) R2年度実績値	R3年度 目標値	R4年度 目標値
時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する「教諭等」の割合	(13.4%)	8.4%	3.4%
時間外業務時間が1月につき80時間以上に該当する「副校長・教頭」の割合	(34.2%)	19.2%	4.2%

※ 「重点取組事項に係る評価指標」の教職員の割合は、全ての校種の「副校長・教頭」「教諭等」を含んだ値である。

※ 令和元年度から令和2年度の取組を通して「重点取組事項の変容に係る評価指標」は、「教諭等」において1.4%減少している。この値を踏まえて、「教諭等」については、目標値を前年同月比5%減で設定している。

※ 令和元年度から令和2年度の取組を通して「重点取組事項の変容に係る評価指標」は、「副校長・教頭」において6.0%減少している。この値を踏まえて、「副校長・教諭等」については、目標値を前年同月比15%減で設定している。

(2) 意識や行動の変容に係る評価指標

また、学校における働き方改革は、教職員の「生き方改革」でもあり、教職員の時間外業務時間の削減のみならず、教職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが重要です。そのため、一人一人の教職員に働き方に関する意識改革や行動の変容を促していきたいと考えています。そこで、意識や行動の変容について、継続的な調査により状況把握を行います。

さらに、本プランの進捗状況を分析するために、意識の変容に係る評価指標を設定し、その達成に向けた取組の徹底・充実を図っていきます。

＜ 意識や行動の変容に係る評価指標 ＞			
「みやざきの教育に関する調査」における次の各設問について、肯定的な回答（「そうである」「まあそうである」）の目標値を設定する。			
評価指標	(参考) R1年度実績値	R3年度 目標値	R4年度 目標値
時間管理や健康管理を意識した仕事を行うことが出来ていますか。	(67.0%)	70.0%	75.0%
ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることが出来ていますか。	(59.7%)	70.0%	75.0%

第3章 学校における働き方改革推進のための具体的な取組

＜県内一斉の取組＞

県教育委員会・市町村教育委員会及び学校が、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

1 リフレッシュデイ（定時退校日）の設定

各学校ごとに、週1回以上のリフレッシュデイ（定時退校日）を設定します。計画的に業務を進め、当日は、教職員が勤務時間終了時に退校できるようにします。

※ 全教職員が週1回以上、定時に退校できる環境を整えることを原則とし、学校の状況に応じて、一斉の設定や個別の設定など柔軟に対応することとします。

2 リフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定

夏季休業中の1週間程度（8月10日から16日まで）を県内一斉のリフレッシュウィークとし、教職員の連続休暇の取得を促します。

また、原則としてリフレッシュウィーク期間中に、連続する3日間以上の学校閉庁日を設けるよう努めます。

※ 学校閉庁日には、講習や部活動、学校施設開放、電話対応などの対外業務を行わないことを原則とします。

3 部活動の活動時間及び休養日の設定

- 週当たり2日以上 of 休養日を設けます。（平日1日以上、週末1日以上）
- 第3日曜日の「家庭の日」は原則として部活動を実施しません。
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度とします。
- 夏休みなどの長期休業中には、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

※ 部活動の活動時間及び休業日の設定に係る詳細については、【参考③】「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」（平成30年10月）を参照してください。

4 副校長・教頭の長時間業務解消への取組

- 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉は、副校長・教頭のみが行うこととせず、全教職員等で協力して行います。
- 学校の開錠時刻や児童生徒の登校時間については、学校と県教育委員会・市町村教育委員会が連携し、保護者や地域の理解・協力を得て、学校が適切な登校時間を設定し、学校が設定した時間の登校の促進に努めます。

5 家庭・地域等との連携による業務の役割分担と適正化への取組

- 「登下校時の通学路における安全確保のための対応」については、学校と県教育委員会・市町村教育委員会が連携し、関係機関・地域との連携を一層強化します。
- 「放課後から夜間などにおける見回り」については、学校と県教育委員会・市町村教育委員会が連携し、警察や地域ボランティア等の協力を得て実施します。

また、「児童生徒が補導されたときの対応」については、第一義的には家庭（保護者）が担いつつ、学校と連携を図りながら対応するよう理解や協力を求めています。
- 「学校徴収金の徴収・管理」については、銀行振込み・口座引落としによる徴収を基本とし、徴収・管理は教員以外の者が担当します。
- 「地域ボランティアとの連絡調整」を行う方々（地域学校協働活動推進員等）との連絡調整を行う学校側の窓口については、地域連携担当（主幹教諭や事務職員等）を位置付ける等、学校のニーズや課題に対する協力が得られるような体制づくりを進めます。

＜県教育委員会の取組＞

県教育委員会は、関係各課と連携を図りながら、以下の取組を進めていきます。

《主な取組》

- 「学校における働き方改革推進プラン」の具現化のためのメッセージ（令和2年3月19日通知）に示した重点的に取り組む内容の更なる徹底を図ります。
【関係各課】
- 研修会や会議、アンケートの調査等をオンラインを活用して実施したり、オンデマンドによる情報発信を行ったりすることで、事務作業など削減し、業務の効率化を促進します。
【教育政策課】
- 心と体の健康に関する施策を推進するとともに、年休取得の促進に努めます。
【財務福利課・教職員課】
- 統合型校務支援システムの導入やその効果的な活用により、学校における業務の効率化を促進します。
【義務教育課・高校教育課】
- 教職員の事務負担を軽減するためのスクール・サポート・スタッフや、多様化する問題に対応するためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。
【教職員課・人権同和教育課】
- 管理職を対象に、教職員の組織管理・時間管理等のマネジメント能力養成に関する研修を実施します。
【教職員課】
- 「地域とともにある学校づくり」への転換を図るコミュニティ・スクールの導入を進めるとともに、地域学校協働活動の推進をとおして、地域全体で児童生徒の学びや成長を支え、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動を推進します。
【義務教育課・高校教育課・生涯学習課】
- 教職員の部活動指導への負担を軽減するための部活動指導員の配置拡充とともに、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と働き方改革の両立に向けた取組の推進に努めます。
【スポーツ振興課】

《各取組の具体的な計画（予定）》

取組内容 1 学校における業務改善に関する取組

1 専門スタッフ等の配置

(1) スクール・サポート・スタッフの配置【教職員課】

教職員の児童生徒と向き合う時間を十分に確保するため、事務負担を軽減するスクール・サポート・スタッフを配置し、その効果を検証します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- スクール・サポート・スタッフ
 - ・ 小・中学校、特別支援学校に配置
 - ・ 配置人数の増員に向けての検討

(2) 部活動指導員の配置【スポーツ振興課】

教職員の部活動指導への負担を軽減するため、部活動指導員（専門的な知識・技能を有する人材）を配置します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 中学校に部活動指導員を配置・拡充
- 高等学校に部活動指導員を配置

(3) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

【人権同和教育課】

教職員の事務負担を軽減するためのスクール・サポート・スタッフや、多様化する問題に対応するためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- スクールカウンセラー
 - ・ 活動時間の拡充に向けての検討
- スクールソーシャルワーカー
 - ・ 配置人数の増員に向けての検討

(4) 就職支援エリアコーディネーターの配置【高校教育課】

進路指導の充実を図るため、企業等の就職先の情報収集や周知の役割等を担う就職支援エリアコーディネーターを配置します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 県内6エリアの拠点校に就職支援エリアコーディネーターを配置
 - ・ 企業と高校をつなぐサポート支援
 - ・ 県内企業の情報収集・提供、就職定着支援の実施
 - ・ エリアネットワーク会議による情報交換と意見交換
- ※ 年度末にそれぞれの取組の振り返りを行い、次年度に改善

(5) 特別支援教育における外部専門家の配置【特別支援教育課】

特別支援教育における専門的な指導・支援の充実を図るため、心理士や理学療法士等の専門的な知識や技能を有している外部専門家の派遣や配置を行います。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 特別支援学校に心理士や理学療法士等の専門家を派遣
- 医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置

2 統合型校務支援システム等のICTの活用

(1) 小・中学校における活用促進【義務教育課】

学校における業務の効率化を図るため、宮崎県内全市町村統一の統合型校務支援システムの導入を進めていきます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3年度>

- 県及び県内21市町村で稼働予定

<令和4年度>

- 令和3年度に加え、新たに2市（計23市町村）が稼働予定
- 令和5年度には、全26市町村で稼働予定

(2) 高等学校等における活用促進【高校教育課】

現在運用している校務支援システムを充実させることで、更なる業務の効率化を促進させます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 校務支援システムの充実・改修（保健・体育関係データの追加等）による業務効率化
- 教員用グループウェア（ミライム）・共有フォルダの活用推進による業務効率化
- テレビ会議の利用等による会議・研修等の効率化

(3) 特別支援学校における活用促進【特別支援教育課】

統合型校務支援システムの活用による業務の効率化を図るため、システム導入に向けた研究を行います。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- グループウェアを活用した連絡・調整業務の効率化
- グループウェアを活用した個別の指導計画等の共通様式使用による学級事務の効率化
- 各種会議や研修会等のオンライン化による業務等の効率化

(4) オンライン等の活用による業務改善

【教育政策課・高校教育課・義務教育課・特別支援課】

研修会や会議、アンケート調査等をオンラインを活用して実施したり、オンデマンドによる情報発信を行ったりすることで、業務の効率化を促進させます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 「教育ネットひむか」機能充実に向けた調査研究（環境整備）
- 教職員のICT活用指導力育成に係る研修会等の開催（人材育成）

3 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり

(1) コミュニティ・スクールの導入推進【義務教育課・高校教育課】

学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるため、「地域とともにある学校づくり」への転換を図るコミュニティ・スクールの導入に向けた取組を行います。

【具体的な計画（予定）】

小・中学校

<令和3・4年度>

- 市町村教育委員会へのコミュニティ・スクールの導入に係る情報提供
 - ・ 国の事業「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」について
 - ・ 本県における導入状況・取組の成果等について

高等学校等

<令和3・4年度>

- 高等学校等におけるコミュニティ・スクール設置の推進
 - ・ 学校・家庭・地域の適切な役割分担による負担軽減

(2) 休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究の実施

【スポーツ振興課・義務教育課】

令和5年度以降の休日における部活動の段階的な地域移行に向け、学校と地域が協働・融合した部活動の在り方を検討するため、中学校の拠点校において実践研究を行います。

【具体的な計画（予定）】

<令和3年度>

- 地域運動部活動推進事業（市部：5部活動、町村部：3部活動）
- 地域文化部活動推進事業（市町村部：1部活動）
 - ・ 検討委員会の開催
 - ・ 地域指導者を確保し、マッチングするための仕組みづくり
 - ・ 地域指導者のため研修会の実施

(3) 地域学校協働活動の推進【生涯学習課】

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 県全体の推進方策、評価・検証等について検討する会議の設置
- 地域学校協働活動（地域学校協働本部の設置も含む）とコミュニティ
 - ・ スクールの一体的推進に向けた市町村支援
- 普及・啓発のための事例集の作成や関係団体等への働きかけ、研修会における事例発表の実施
- 学校・家庭・地域が連携・協働する体制づくりのための人材育成及び資質向上を図る研修会の実施

(4) 家庭教育の充実を図るための「みやざき家庭教育サポートプログラム」の活用促進

【生涯学習課】

「みやざき家庭教育サポートプログラム」の活用を進めていくことで、家庭教育における保護者の役割の重要性についての認識を高めていくことに努めます。

また、地域、学校等が一体となって家庭教育を支えていくための機運の醸成を図っていきます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- サポートプログラム活用促進のためのプログラム改訂や人材育成を図る研修会の実施
- 家庭教育フォーラムの実施
- 市町村の実情に応じた家庭教育支援体制構築のための研修会の実施

4 事務職員の学校経営への参画

(1) 事務職員が校務運営に参加できる環境づくり【教職員課】

事務職員を対象に資質、能力、意欲の向上を図る「マネジメント経営研修」を実施するとともに、既存の業務の見直しを進めながら、より主体的・積極的に業務改善をはじめとする校務運営に参加できる環境づくりを行います。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 事務職員としての能力向上（実務マネジメント等）を図る研修の実施
- 事務職員に期待されている役割について、校長をはじめとした教職員への理解促進

(2) 小・中学校における共同学校事務室の設置促進【教職員課】

小・中学校においては、事務の共同実施によって事務の効率化や学校の業務改善の取組を推進するとともに、共同学校事務室の設置を促進します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 市町村の理解促進
- 設置を予定している市町村への支援
- 共同実施及び共同学校事務室の取組事例の共有

5 関係機関との連携・協力体制の構築

福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築【人権同和教育課】

学校だけでは対応しきれない複雑化・多様化する問題に対応するため、市町村教育委員会と連携しながら、福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制を構築します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 行動連携推進協議会（年2回）
 - ・ 県教育委員会と県福祉保健部、県警察本部による、少年非行防止や健全育成等に係る情報共有、行動連携
- 宮崎県いじめ問題対策連絡協議会（年1回）
 - ・ 警察や児童相談所、学校関係者など関係機関、関係団体による、いじめの未然防止等についての協議

6 調査・照会・提出書類の削減・統合等

(1) 調査・照会・提出書類の削減・統合及び調査方法の工夫改善【教育政策課】

学校での事務負担の軽減のため、教育委員会からの調査・照会・提出書類の削減・統合及び調査方法（ICTの活用等）の工夫改善を行います。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 調査・統合等の実施状況等の把握とフィードバック
- 削減・統合の3段階目標の設定
- 目標達成状況の集約と参考事例の紹介

(2) 日々の授業改善につながる校内研修（主題研）への転換による研究のスリム化
【義務教育課】

小・中学校における校内研修においては、日々の授業改善につながる、分かりやすくシンプルな研修を推進するとともに、研究紀要等のまとめについても、簡素で成果と課題を明確にしたものになるよう取組を推進します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 研究主任協議会の開催及び学校支援訪問等における推進事項等の周知

7 具体的な業務改善モデルの構築

本プランに基づいた業務改善モデルの構築【教職員課】

本プランに基づいた学校における働き方改革を推進するため、モデル地域において調査・研究を行い、その成果を基に具体的な業務改善モデルを示し、県内全学校での成果（モデル）の共有等に努めます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 学校における働き方改革推進モデル地域による調査研究
 - ・ 業務改善モデルの提示、成果（モデル）の共有

取組内容2 勤務時間管理の徹底に関する取組

1 勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの活用【教職員課】

勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会（県立学校においては県教育委員会、市町村立学校においては市町村教育委員会）に求められている責務です。県立学校においては、グループウェアを活用したシステム（ミライム）を使って、教職員の勤務時間を客観的に把握するとともに、把握した勤務時間については、健康管理や業務改善等の支援に活用します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 県立学校におけるグループウェアを活用したシステム（ミライム）による客観的な勤務時間の把握
- 把握した勤務時間を活用した健康管理や業務改善等への支援

なお、把握した勤務時間については、健康管理や業務改善等の支援に活用します。

2 勤務時間外における連絡対応等の体制整備【教職員課】

勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に対応するため、連絡対応等の体制整備に努めます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 各学校における勤務時間外の連絡対応体制の把握
- 勤務時間外の連絡対応体制の在り方の検討

取組内容3 教職員全体の働き方に対する意識改革に関する取組

1 教職員全体に対する意識改革【教職員課】

学校における働き方改革に対する理解を深めるとともに、教職員の働き方に対する意識改革を促すための取組を実施します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 「学校における働き方改革推進プラン【改定版】」の周知・活用
 - ・ 県内全公立学校への配付
 - ・ 校内研修等での活用

2 管理職に対する意識改革【教職員課】

学校における働き方改革を推進するため、管理職を対象に教職員の組織管理・時間管理等のマネジメント能力養成に関する研修や、働き方改革の成果を共有する研修を実施します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 教職員の組織管理・時間管理等のマネジメント能力養成に関する研修の実施（新任校長・新任教頭・希望者対象）
- 働き方改革の成果を共有する研修の実施（全校長・副校長・教頭対象）

3 心と体の健康に対する意識改革【財務福利課・教職員課】

学校における働き方改革を推進するため、働きやすい環境づくりや教職員自身のストレスマネジメント能力向上のための研修を実施するとともに、年休取得の促進に努めます。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 働きやすい環境づくりに必要な職場の安全衛生管理体制の充実やメンタルヘルス対策に関する管理職を対象とした研修の実施（中学校長、県立学校長対象）
- 教職員自身のストレスマネジメント能力向上のためのメンタルヘルスに関する研修の実施（希望者対象）

4 部活動運営に関する意識改革【スポーツ振興課】

効率的な部活動運営等を推進するため、指導者等を対象とした研修を実施するとともに、大会数の削減や運営方法の見直しについて検討します。

【具体的な計画（予定）】

<令和3・4年度>

- 指導者等への研修の実施（部活動指導員、運動部活動顧問、外部指導者）
- 部活動に関する意識調査の実施
- 部活動の在り方に関する検討委員会の実施

<学校の工夫による独自の取組>

1 管理職の取組の推進

管理職は、学校経営ビジョン等に教職員の働き方を改善する項目を明記するとともに、具体的な業務の見直しや簡素化・工夫及び校内での分担の見直しなどを行い、教職員が限られた時間を授業準備に充てられるよう、具体的な取組を進めます。

【見直し・簡素化・工夫の例】

- 働き方改革につながる校時程の工夫
- 学校行事の簡素化（過度に完成度を追求しない）
- 小学校における教科担任制の導入
- 学校評価の簡素化（簡潔な重点課題の提示など）
- 休日の地域行事の参加の取りまとめや引率の在り方
- 学力向上・進路実現に向けた外部機関との連携
- ICTの活用

2 学校全体の取組の推進

学校全体の取組として、管理職のリーダーシップの下、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 学校組織体制の改善
 - ・ 今までの校務分掌等の見直し
 - ・ 学校の重点課題を基にした組織編成
- 行事、会議等の精選
 - ・ 「本当に必要なのか」の視点での再検討
 - ・ スクラップ&ビルドで、増やさない工夫
- 同僚間のサポート体制の構築
 - ・ 一人で抱え込まずにワークシェア
 - ・ 朝礼等で協力依頼するなどの協力体制のルール作り
- 時間管理の推進
 - ・ タイムマネジメントによる業務の効率化と休憩時間の確保
 - ・ 日々の仕事のゴールの設定
- ICTの活用

3 教職員一人一人の取組の推進

教職員一人一人の取組として、「自分の働き方」を見直すために、具体的な取組を進めます。

【具体的な取組の例】

- 仕事にメリハリを付ける
 - ・ 優先順位を決めて職務遂行
 - ・ スケジュール管理に心がけ、年間、学期等で計画的な職務遂行
- 無駄を省く
 - ・ 身の回りの整理整頓、文書の縮減、書類やファイルの整理
 - ・ 教材やデータの共有化
- 会議は中身で勝負する
 - ・ 説明は最小限に、中心は質疑と協議
 - ・ 資料は原則ワンペーパー、事前配付
- 計画的に休暇を取得する
 - ・ 年間を見通し、計画的な休暇取得
(校内サポート体制の準備)
 - ・ 質の高い教育活動のための心身のリフレッシュ
- ICTの活用

第4章 プラン推進にあたって

1 プラン推進の役割

(1) 県教育委員会の役割

県教育委員会は、本プランにより、県立学校における働き方改革に向けた取組を実施するとともに、県民に対する理解を求めるための取組を行います。

また、市町村立学校の教職員についても、市町村教育委員会に対して「学校における働き方改革」の推進を働きかけ、必要な支援を行います。

(2) 市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、本プランを踏まえ、学校における働き方改革に向けた方針・計画等を作成するとともに、管内の「学校における働き方改革」に取り組みます。

また、県教育委員会や学校と連携し、家庭・地域・関係団体等に対する理解を求めるための取組を行います。

(3) 学校の役割

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本プランの趣旨を理解し、自らの働き方を見直すとともに、これを踏まえて、各校種に応じた具体的な取組を実施します。

特に校長をはじめとした管理職は、リーダーシップを発揮し、所属職員に対してプランの趣旨等を理解させるとともに、県教育委員会や市町村教育委員会と連携し、家庭・地域への理解を求めながら、「学校における働き方改革」に取り組みます。

(4) 家庭・地域の役割

学校教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組むものであることを理解するとともに、学校が抱えている課題を解決するために協力し、協働で取組を進めます。

2 進行管理について

本プランの進行管理については、宮崎県教育庁教職員課が行うこととします。

実施内容	
令和元年度	4月 「学校における働き方改革推進プラン」の取組開始
	3月 取組状況の把握、次年度の取組内容の確認
令和2年度	10月 「教職員勤務実態調査」実施
	11月～3月 「教職員勤務実態調査」の分析、取組状況の把握 「学校における働き方改革推進プラン」の見直し
令和3年度	4月 「学校における働き方改革推進プラン」【改定版】の周知・活用
	10月 「教職員勤務実態調査」実施
	3月 取組状況の把握、次年度の取組内容の確認
令和4年度	10月 「教職員勤務実態調査」実施
	3月 「学校における働き方改革推進プラン」取組の総括

【参考①】

「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】における
「県教育委員会の取組」の取組状況と成果・課題

「授業や児童生徒と接すること以外の業務内容・業務量の多さ（会議等の多さを含む）、
業務の配分・分担の偏り」に対する取組

- ① 全ての調査等について、削減に向けた再点検を行います。
県教育委員会が実施する調査・照会・提出書類の20%削減・統合

<取組状況>

平成28年度から「学校を対象とした調査・照会・提出書類の削減・統合に向けた取組」として実施状況の調査を行っている。

<成果・課題>

- 平成29年実績は削減率31.9%（平成27年度比）であり、目標の20%を大きく上回った。
- 削減・統合を実施した参考事例の情報提供までには至っていない。

- ② 管理職等のマネジメント力をアップします。
管理職等の研修に「働きやすい環境づくり」に関する内容の追加

<取組状況>

喫緊の教育課題に対する研修の内容に「働きやすい環境づくり」を追加するとともに、新任校長・新任教頭等の管理職研修においても、「働きやすい環境づくり」の内容の研修を実施した。

<成果・課題>

- 喫緊の教育課題に対する研修受講者は希望者であり、管理職研修も新任のみであるため、全ての管理職に対する研修は実施できていない。

- ③ チーム学校の取組を進めます。
主幹教諭等の活用促進、学校事務の機能強化を図ることによる学校事務職員の学校経営への参画など

<取組状況>

主幹教諭について、異動や配置基準の改定を行い、適正配置と配置増を図った。
学校事務職員について、平成29年度に一般行政区分合格者の中から7名の採用を行った。また、学校経営への参画については、平成27年度に見直しを行った研修体系に基づき研修を実施した。

<成果・課題>

- 主幹教諭の適正配置と配置増に伴い、学校のマネジメント力の向上、特に管理職の業務改善を期待しているが、十分な成果が出ているとは言い難い。
- 学校事務職員の学校経営への参画については、一部積極的な参画が行われているものの、全体的な参画は十分とは言えない。

「部活動の指導時間の長さ、負担感の大きさ」に対する取組

- ④ 週1回及び「家庭の日」は部活動を休みにする取組を進めます。
部活動に対する教職員の意識改革、保護者へのリーフレット等による啓発

<取組状況>

国のガイドラインに基づいた県の方針を策定するとともに、休養日設定及び活動時間の基準を明記したリーフレット改訂版の各学校での活用を呼びかけた。

国・県のガイドライン及び県の方針に基づき、研修会等を通じて教職員の意識改革を図っている。

<成果・課題>

- 県立学校や市町村の協力のもと、休養日設定等の取組は徐々に広がっている。
- 教職員の意識改革や保護者への理解については、継続して取り組む必要がある。

- ⑤ 部活動指導員の導入に向けて研究を進めます。

<取組状況>

現在、平成31年度以降の導入に向けて検討を行っている。

<成果・課題>

- 先進地視察等を行うなど、他県の情報収集し研究に努めた。

「生徒指導に関する負担感の大きさ」に対する取組

- ⑥ スクールソーシャルワーカーの人員や稼働時間を大幅に増加します。

<取組状況>

平成28年度よりスクールソーシャルワーカーの人員を8名から12名に増員し、稼働時間を増加させた。

<成果・課題>

- 増員・稼働時間の増加により、県立学校への対応など学校のニーズに応えられる活動の幅が広がった。
- まだ、十分に学校のニーズに応えられる程の人員は配置出来ておらず、専門性確保の観点からもスクールソーシャルワーカーの人材不足は否めない。

「家庭ですべき教育内容まで学校に求められることへの負担感の大きさ」に対する取組

- ⑦ 保護者の役割や家庭教育支援の在り方に関する理解を進めます。
「家庭教育の役割」「みやざき家庭教育サポートプログラム」等のリーフレットの家庭・地域への配付

<取組状況>

家庭教育の役割についての啓発のため、幼稚園団体や保育園団体の定期総会において、家庭教育支援についての啓発を行うとともに、子育てフェスティバルや民間施設等での掲示を行った。

「みやざき家庭教育サポートプログラム」(サポ・プロ)については、県内小・中学校に紹介DVDを配付し、各種研修会での活用を促した。

<成果・課題>

- 啓発やDVDの配付等により、平成29年度は102件の「サポ・プロ」を活用した講座が実施された。
- 教職員だけでなく家庭や地域への認知度を高めるために、更に積極的な周知や啓発を行っていく必要がある。

「メンタルヘルスへの意識の低さ」に対する取組

- ⑧ 「ストレスチェック」を実施します。
県立学校における実施、市町村教育委員会に対する情報提供

<取組状況>

県立学校の管理職に対してストレスチェックの目的やその実施が法律に基づくものであることの周知と所属職員への積極的な受検勧奨の実施を依頼した。

県立学校職員及び市町村立学校職員に対し、メンタルヘルスケアに関するリーフレットと相談窓口案内の小冊子を作成し配付した。

<成果・課題>

- ストレスチェック受検率が、平成28年度の81.4%から平成29年度は87.9%に向上した。
- 全ての市町村立学校でストレスチェックが実施されるように市町村教育委員会に対して県の実施状況やその成果などについて情報提供に努める必要がある。

- ⑨ 休暇取得率のアップに努めます。
休業等を含めた「休暇制度の手引き」の改訂、周知

<取組状況>

有給休暇承認基準の改正を含め、平成28年度に「休暇制度の手引き」の改訂を行うとともに通知による周知を図った。

<成果・課題>

- 「休暇制度の手引き」の教職員の認知度は高くないように感じるため、周知方法の検討が必要である。

その他（「やりがい」「充実感」に着目した取組）

- ⑩ 教職員の「やりがい」「充実感」を高めます。
「教職員のキャリアデザイン手引書」の作成による教職員の「キャリア」意識の高揚、
「私を変えた先生との出会いエピソード」の募集など

<取組状況>

平成28年度に「教職員のキャリアデザイン手引書」を作成し、平成29年度には校長を対象としたキャリアデザイン講演会を開催した。

キャリアデザイン手引書を各学校に配付し、校内説明資料を基に校内での研修を行うとともに、経過研修等での講義を通して推進・啓発を行った。

平成27年度より毎年「私を変えた先生との出会いエピソード」を募集し、優秀な作品に対しては、感謝状を贈呈している。

優秀な作品は、「教育ネットひむか」にアップするとともに、教育情報番組においてドラマ化するなど幅広い活用を図っている。

<成果・課題>

- 「教職員のキャリアデザイン手引書」については、自分のこれまでを振り返り、これからを考える良い材料となっているとの声をいただいている。
- 「私を変えた先生との出会いエピソード」については、教職員のやりがいを感じる大変良い機会との声をいただいている。
- 教職員のやりがいや充実感を高めるための、手引書やエピソードの有効な活用方法を検討する必要がある。

【参考②】

「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」【改訂版】における 「各学校の取組」の取組状況と成果・課題

平成29年度の学校全体の取組で成果のあった内容

(各学校の取組の中で成果の上があった取組を項目ごとに抜粋)

① 学校組織体制の改善に関すること

【小・中学校】

- 教育条件整備部(事務部)が学級費など学校徴収金の管理を行ったり、校外学習時の施設や交通機関との手続を行ったりすることにより、教職員が子どもと向き合う時間が増えた。
- 企画委員会を定期的には実施するのではなく、必要に応じて最低限の実施にした。
- 一部、教科担任制を行っている。(小学校)
- 校務分掌に副生徒指導主事を設け、生徒指導主事の負担軽減を図るとともに、生徒指導体制の充実を図った。

【県立学校】

- 校務分掌編成の見直し、各種委員会の精選等を行うことで、会議の回数が減少した。
- 欠点保持者に対する指導は、試験直後の長期休業を利用し、「教科」「学年」が関わりながら、組織的に対応する方法を取り入れた。
- 「環境美化部」を廃止して、生徒指導部の中にその業務を統合した。
- 年度当初に、管理職主導で業務の均等化を図って校務分掌を振り分けた。

② 行事、会議等の精選に関すること

【小・中学校】

- 企画委員会を月4回から2回、職員朝礼を週2回から1回に減らした。
- (小規模校において)業務の軽重を付けて出張の回数を減らすことで負担の軽減を図った。
- 学期末成績処理週間における放課後の会議を全廃し、学級事務の時間を確保した。
- 小中一貫校で授業の乗り入れを実施して空き時間を確保し、教材研究や会議の時間を生み出した。

【県立学校】

- 復命の内容によって、文書での復命と口頭復命に分け簡素化を図った。
- 検討の必要のない周知事項は起案後に校内LANを活用して職員に周知を図った。
- 販売実習と同時に実施していた文化祭を独立させた結果、文化祭実施日数の縮小と実施内容の充実を図ることができた。
- 学年末整理の時間として会議を入れない日を3日間連続で設定した。

③ 同僚間のサポート体制の構築に関すること

【小・中学校】

- 学校支援ボランティア等を積極的に活用することで、サポート体制の強化を図った。
- 自分がサポートすべき職員を校長が決め、年間を通してチームで学び合いを行った。
- いじめ不登校に関する会議を定期的に行い、問題や対応を複数の教職員で協議し共有した。
- 教務を窓口にして年休・出張による補充計画を作成し、自習が発生しないように工夫した。

【県立学校】

- 校務支援システムの運用方法を学ぶ合うことで OJT が推進され、風通しがよくなった。
- 初任者育成のためにメンターチームを組み、教科や生徒指導、日常の困り感にも対応した。
- 問題を抱えた生徒の対応について教科担任会を実施し、学級担任を組織的に支援した。
- あいさつに一言付け加え、教職員がお互いにコミュニケーションを深めることができた。

④ 時間管理の推進に関すること

【小・中学校】

- 出退勤時刻を記録することで、時間外勤務を減らすことを意識した。
- 部活動については2か月で8回以上の土日の休養日を設定した。
- 校時程・週時程を見直し、学習指導要領改訂にともなう移行措置に対応できるようにした。
- 校時程を見直し、児童の下校時刻を30分早めたことで、授業準備等の時間を確保した。

【県立学校】

- 会議の効率的な運営を目的として、あらかじめ資料を配付し読んでもらう取組を行った。
- 休養の大切さを訴え、週1回のノー部活動デー、月1回のリフレッシュデーを定着させた。
- リフレッシュデーの定刻に校内放送を流し、定時退庁を促した。
- 出退勤時刻を確実に入力することで、自分の勤務時間を意識するようになった。

⑤ その他

【小・中学校】

- 夏季休業中の研修計画を6月当初に提案することで、休暇のとりやすい環境ができた。
- 「教職員の働きやすい環境づくりプログラム」のワークショップ型研修を行い、教職員の意識を高めることができた。
- タイムリーな新聞記事や通知文などを用いて短時間でできる研修を行った。
- 校務支援システムを活用し、会議資料のペーパーレス化に取り組んだことで、資料印刷・配付の負担を軽減することができた。

【県立学校】

- 金曜日15時に清掃時間を設定し、美しい職場環境の確保を行っている。
- 家族の入学式や卒業式等への出席を大事にするように呼びかけた。
- 夏季休暇、リフレッシュ年休が取りやすいように会議や研修を計画しない時期をつくった。
- 衛生委員会主催の職員レクリエーションを実施し、リフレッシュと親睦につながった。

「各学校の取組」における各学校から出された課題

【小・中学校】

- 効率よく仕事を進めている職員を講師に研修会を計画し、仕事の進め方の見直しを図る。
- 教職員一人一人が自分のキャリアデザインをもとに長期目標を設定し、意欲を持たせる。
- 学校単位ではなく教育委員会がイニシアチブをとり、全ての教職員対象に研修を行ってほしい。
- 本来学校が責任を持って対応すべきことと、保護者や地域等に依頼すること等の整理を行い、保護者や地域等への理解を求めていく必要がある。
- 教職員自身がさらに意識改革を進め、自分自身で仕事内容のスリム化に努める必要がある。

【県立学校】

- 廃棄可能な古い資料を積極的に廃棄し、職員室の整理整頓に努め、居心地のよい職場にしたい。
- 学校閉庁日を設定し、各教職員が計画的に休暇を取得できる環境を整えたい。
- 「ワン・アクション運動」「ワン・トライ運動」についての説明に十分時間をかけて、周知を図る必要がある。
- ワン・トライ運動に継続的に取り組めるように管理職がリーダーシップを発揮する必要がある。

【参考③】

宮崎県運動部活動の活動時間及び
休養日設定等に関する方針

宮崎県
平成30年10月

本方針策定の趣旨等

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ振興と競技力向上を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、本県の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針（以下、「県の方針」という。）は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るといった観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、県の方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

県の方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても県の方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

県は、県の方針に基づく運動部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下、「設置者の方針」という。）を策定する。

イ 校長は、学校の設置者による設置者の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 県の競技力に関する指定校(競技力強化指定校、競技力向上推進校、拠点校)の指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、指定校の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。
- ・ 高等学校の特色づくり等で、学校独自で強化部等を設置する場合も、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、校長の責任のもと、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 学校の設置者は、1(1)に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインの「適切な休養日等の設定」を踏まえるとともに、県の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、設置者の方針の基準に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

イ 県は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないことがないよう、学校体育関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

(2) 地域との連携等

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 県及び学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 県及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

【参考④】「学校における働き方改革推進プラン」の具現化に向けたメッセージ

まずは

宮崎県における学校の働き方改革 ～時間外業務時間 80 時間以上ゼロを目指して～

* 時間外業務時間 80 時間とはいわゆる過労死ライン相当にあたります。宮崎県教育委員会では、令和 2 年度末までの達成目標として、「時間外業務時間 80 時間以上ゼロ」を目指しています。

「学校における働き方改革推進プラン」の具現化に向けて、県教育委員会や市町村教育委員会、各学校は次の取組を推進します。これを踏まえて、教職員一人一人が業務改善と意識改革に取り組みましょう。

① 家庭・地域等との連携と役割分担の明確化について

- プランにおける「家庭・地域等との連携による業務の役割分担」を参考に、学校・家庭・地域等との役割の分担を推進すること。
※平成 31 年 3 月 18 日付 文部科学事務次官通知を参照

② 業務の見直しと分担について

- 業務（PTA 活動や地域活動への対応も含む）を「本当に必要か」という視点から具体的に見直すとともに、一部の教職員に業務が偏らないように役割の分担を推進すること。

③ 学校の開錠時刻の設定について

- 市町村教育委員会もしくは学校ごとに、学校の開錠時刻を設定すること。
- 開錠時刻を踏まえ、家庭や地域の理解を得ながら、登校時間を設定すること。
- 教職員の出勤時刻についても、学校の開錠時刻を考慮すること。

④ 勤務時間外における対応について

- 市町村教育委員会もしくは学校ごとに、電話連絡や相談等を受け付ける対応時間を設定すること。
- 児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急事態が発生した際の連絡方法について、保護者や地域住民に周知すること。
- 教職員個人所有の携帯電話等を使用しての連絡は原則行わないこと。

※ 市町村教育委員会においては、留守番電話等の設置など、緊急時における連絡方法に関する体制を整備すること。

⑤ 学校内施設（校舎等）の鍵の開閉について

- 校舎等の鍵の開閉は、管理職の指導のもと、全教職員で協力して勤務時間内に行うこと。
- 各自が担当する教室・施設については、責任をもって施錠すること。

⑥ 部活動の活動時間及び休養日について

- 運動部・文化部ともに「宮崎県運動部（文化部）活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」を「順守」すること。
※ 県立学校においては「推進」

■ 校種等に応じた取組の推進に努めましょう。

■ 「学校における働き方改革推進プラン」は「教育ネットひむか」のHPからダウンロードできます。

令和 2 年 3 月 学校における働き方改革推進協議会
(事務局：宮崎県教育委員会 教職員課)

※ 学校における働き方改革推進協議会とは、県教育委員会、市町村教育長連絡協議会、各校長会、事務長会、各 P T A 団体、中体連、高体連などの代表者を委員とした「学校における働き方」について協議する会です。(別紙参照)

平成30年度 学校における働き方改革推進協議会委員名簿

*敬称略

	所属及び職名	氏名
1	宮崎県市町村教育長連絡協議会 会長	西 田 幸一郎
2	宮崎県市町村教育長連絡協議会 副会長	新 原 とも子
3	宮崎県小学校長会 会長	恵 利 修 二
4	宮崎県中学校長会 会長	田 中 芳 伸
5	宮崎県県立学校長協会 会長	川 越 良 一
6	宮崎県県立学校長協会 副会長	坂 本 奈 美
7	宮崎県公立小中学校事務研究会 会長	宮 里 昌 也
8	宮崎県県立学校事務長会 会長	抜 屋 博 基
9	宮崎県PTA連合会 会長	西 府 茂 樹
10	宮崎県高等学校PTA連合会 会長	堀 透
11	宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会 会長	齋 藤 美奈子
12	宮崎県中学校体育連盟 会長	岡 留 君 子
13	宮崎県高等学校体育連盟 会長	内 田 信 昭
14	宮崎県高等学校野球連盟 会長	荒 川 信 一
15	宮崎県高等学校文化連盟 会長	川 越 良 一 (再掲)
16	宮崎県教育庁 教育次長(教育政策担当)	吉 田 郷 志

令和元年度 学校における働き方改革推進協議会委員名簿

*敬称略

	所属及び職名	氏名
1	宮崎県市町村教育長連絡協議会 会長	西 田 幸一郎
2	宮崎県市町村教育長連絡協議会 副会長	新 原 とも子
3	宮崎県小学校長会 会長	竹 内 一 久
4	宮崎県中学校長会 会長	米 村 公 俊
5	宮崎県県立学校長協会 会長	鶴 田 雄 一
6	宮崎県県立学校長協会 副会長	門 田 誠
7	宮崎県公立小中学校事務研究会 会長	宮 里 昌 也
8	県立学校事務長会 会長	抜 屋 博 基
9	宮崎県PTA連合会 会長	西 府 茂 樹
10	宮崎県高等学校PTA連合会 会長	黒 田 仁 志
11	宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会 会長	榎 木 真知子
12	宮崎県中学校体育連盟 会長	古 木 克 浩
13	宮崎県高等学校体育連盟 会長	内 田 信 昭
14	宮崎県高等学校野球連盟 会長	荒 川 信 一
15	宮崎県高等学校文化連盟 会長	吉 田 郷 志
16	県教育庁 教育次長（政策）	川 越 淳 一

令和2年度 学校における働き方改革推進協議会委員名簿

*敬称略

	所属及び職名	氏名
1	宮崎県市町村教育長連絡協議会 会長	西 田 幸一郎
2	宮崎県市町村教育長連絡協議会 副会長	恵 利 修 二
3	宮崎県小学校長会 副会長	石 川 和 明
4	宮崎県中学校長会 会長	河 野 好 宏
5	宮崎県県立学校長協会 会長	吉 田 郷 志
6	宮崎県県立学校長協会 副会長	門 田 誠
7	宮崎県公立小中学校事務研究会 会長	児 玉 利 夫
8	宮崎県県立学校事務長会 会長	太 田 英一郎
9	宮崎県PTA連合会 会長	西 府 茂 樹
10	宮崎県高等学校PTA連合会 会長	脇 山 富 夫
11	宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会 会長	川 口 哲 司
12	宮崎県中学校体育連盟 会長	古 木 克 浩
13	宮崎県高等学校体育連盟 会長	児 玉 康 裕
14	宮崎県高等学校野球連盟 会長	萩 尾 英 司
15	宮崎県高等学校文化連盟 会長	川 越 浩
16	県教育庁 副教育長	黒 木 淳一郎



学校における働き方改革推進プラン

～教職員が授業を中心とした
質の高い教育活動に専念できるために～

令和3年3月

宮崎県教育委員会事務局
宮崎県教育庁教職員課

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話：0985-26-7241

E-mail：ky-kyosyokuin@pref.miyazaki.lg.jp